

短期金融市場取引活性化研究会

平成 19 年度

平成 19 年度 取り纏め

(平成 19 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月)

平成 20 年 4 月

目次

. 平成 19 年度議題一覧	2
. 平成 19 年度検討事項	
1 . 短期金融市場の機能向上について	6
2 . 次世代 RTGS への対応について	8
3 . 日本銀行への要望事項取り纏めについて	9
. 付属資料	
【短期金融市場の機能向上 関連】	
1 . インターバンク取引要綱一部改訂について（短資協会）	
2 . インターバンク取引要綱一部改訂について（短資協会）	
3 . 有担保コールの掛目見直しについて（短資協会）	
4 . 短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行	
【次世代 RTGS への対応について】	
5 . 次世代 R T G S 後の市場慣行（平成 20 年 3 月版）	
6 . 次世代 RTGS 総合運転試験フェーズ 実施手順書（市場取引編）	
【日本銀行への要望事項取り纏め 関連】	
7 . 市場運営に関する日本銀行への要望事項	
【平成 19 年度短取研メンバー】	
8 . 平成 19 年度短取研メンバー	

．平成 19 年度議題一覧

<p>第 1 回 (4 月 20 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の短取研の運営について 今年度の研究・検討事項について 今年度の短取研運営に関するアンケート調査 ・ 次世代 RTGS への対応について 次世代 RTGS プロジェクト通信第 3 号について 総合運転試験フェーズ の試験内容についてアンケート調査 ・ 平成 18 年度 短取研検討事項取り纏め報告 ・ 【報告】レポ研へのオブザーバー出席について ・ 【報告】日本銀行の「準備預金残高見込み」の前倒し公表について
<p>第 2 回 (5 月 21 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の短取研の運営について 今年度の短取研運営に関するアンケート結果 ・ 有担保コール市場慣行について 「DVP」「時価での担保差入」について論点整理 ・ インターバンク市場取引要綱について インターバンク市場取引要綱見直しについて論点整理 ・ 市場運営に係る日本銀行への要望について 日本銀行への要望事項に関するアンケート調査 ・ 【報告】レポ研参加報告 ・ コール期間別出来高累計公表廃止の件（短資協会） ・ 短資約定確認システム更改について（短資協会）
<p>第 3 回 (6 月 22 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代 RTGS への対応について 総合運転試験に関するアンケート結果 ・ 有担保コール市場慣行について 「DVP」「時価での担保差入」についてアンケート結果 インターバンク市場取引要綱改定案 国債以外の債券の掛け目に関するアンケート ・ 短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行について 「短期社債等のグロス決済に関する市場慣行」見直しについて 論点整理 ・ 証券保管振替機構 C P 小委員会への短取研正式参加について ・ 【報告】レポ研参加報告 ・ 【報告】日本銀行における市場データ整備の件 ・ 【報告】コール期間別出来高累計 公表廃止の件（短資協会）

<p>第4回 (7月23日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代 RTGS への対応について 総合運転試験フェーズ の試験内容(暫定版) 次世代 RTGS 決済口座区分の取扱について論点整理 ・ 有担保コール市場慣行について インターバンク市場取引要領改定について 国債以外の債券の掛目に関するアンケート結果 国債の掛目について ・ 市場運営に関する日本銀行への要望について 市場運営に関する日本銀行への要望事項アンケート結果 ・ 短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行について 「短期社債等のグロス決済に関する市場慣行」に関するアンケート結果 ・ 【報告】CP小委員会第13回(書面開催)について 短期社債振替制度に係る改善要望について 業務規定等の一部改正について(「短期投資法人債」等) ・ ゆうちょ銀行について
<p>第5回 (8月27日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場運営に関する日本銀行への要望について 日銀への要望事項アンケート結果に関するアンケート結果 ・ インターバンク市場取引要領について インターバンク取引要綱改定案について ・ 次世代 RTGS への対応について 決済口座区分相違時の取扱について ・ 短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行について 抹消申請にかかる取消・訂正について ・ 翌日物金利先物の上場について ・ ゆうちょ銀行について
<p>第6回 (9月18日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場運営に関する日本銀行への要望について 日銀への要望事項 最終ドラフト ・ インターバンク市場取引要綱について インターバンク取引要綱改定案について ・ 短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行について 短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行改定案について ・ 「運営メモ」の変更について

<p>第7回 (10月22日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代 RTGS への対応について 総合運転試験フェーズ における要検討事項 ・ インターバンク市場取引要領について インターバンク市場取引要綱 改定案 再修正について ・ 短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行について 短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行改定案について ・ 【報告】市場運営に関する日本銀行宛要望事項について
<p>第8回 (11月26日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代 RTGS への対応について 総合運転試験フェーズ の試験内容(平成19年11月暫定版) ・ 次世代 RTGS への対応について 次世代 RTGS 後の市場慣行について ・ 短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行について 短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行について ・ 【報告】インターバンク市場取引要綱の一部改定について
<p>第9回 (12月17日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場運営に関する日本銀行への要望事項について(日本銀行回答) ・ 短資取引約定確認システムの利用料金について(短資協会) ・ 次世代 RTGS への対応について 次世代 RTGS 総合運転試験フェーズ における要検討事項 ・ 次世代 RTGS への対応について 次世代 RTGS 後の市場慣行についてアンケート結果 二者間同時決済アルゴリズムについて 外為円決済の即時グロス決済への移行にかかる確認点
<p>第10回 (1月21日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代 RTGS への対応について 次世代 RTGS 総合運転試験フェーズ における要検討事項 日本銀行からフィードバックされるデータ ・ 次世代 RTGS への対応について 外為円決済の即時グロス決済への移行にかかる確認点への アンケート結果 次世代 RTGS 後の市場慣行について
<p>第11回 (2月22日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代 RTGS への対応について 次世代 RTGS 第一期対応下の決済イメージ フェーズ における国債決済の環境について、及び JGBCC に かかる決済の調整について フェーズ 実施手順書(市場取引編)ドラフト <p style="text-align: right;">(次頁へ続く)</p>

<p>(前頁より)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代 RTGS への対応について 次世代 RTGS の移行日前後の対応について整理 ・ 次世代 RTGS への対応について 次世代 R T G S 後の市場慣行<平成 20 年 3 月版>ドラフト ・ 有担保コール市場慣行について 担保掛目見直しにかかる幹事案 ・ 市場運営に関する日本銀行への要望事項について C P 買現先オペのエンド決済時刻変更についてのアンケート ・ 短資取引約定確認システムの利用料金について(短資協会) ・ T I B O R リファレンス・バンクの定例見直し結果について
<p>第 12 回 (3 月 17 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代 RTGS への対応について フェーズ における国債決済の調整方法について フェーズ 実施手順書(市場取引編) 次世代 RTGS への移行失敗時及びロールバック失敗時の対応について 次世代 R T G S 後の市場慣行<平成 20 年 3 月版> ・ 有担保コール市場慣行について 有担保コール担保掛目定例見直しについて ・ 平成 1 9 年度短取研検討事項取り纏め報告について 平成 1 9 年度短取研検討事項取り纏め報告(ドラフト) ・ 投信コール・日銀ネット備考欄コード一覧について ・ 来年度の短取研運営について

．平成 19 年度検討事項

1．短期金融市場の機能向上について

量的緩和政策が平成 18 年 3 月に終了した後の短期金融市場の機能復活に向けた対応については、平成 18 年度の短取研において集中的に検討・議論を行った。

(詳細については、以下の短取研平成 18 年度取り纏め資料ご参照。

<http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news190423.pdf>)

また、日本銀行においても平成 19 年 2 月から 7 月にかけて「短期金融市場の機能向上への取組み」が実施され、新しいレポ指標レート（東京レポ・レート）の作成・公表の開始や期間別無担保コール市場残高の公表開始、業態別日銀当座預金残高公表開始等の施策が多数実施された。

(詳細については日本銀行 HP ご参照。 <http://www.boj.or.jp>)

平成 19 年度における短取研における短期金融市場の機能向上に向けた検討においては、研究対象として「市場慣行の確認・整理・アップデート」等を要望する意見が多かったこともあり、市場慣行整備に重点をおいて検討を行った。具体的には以下の通り。

(1) コール取引の市場慣行（インターバンク市場取引要綱）の見直しについて

(以下 については資料 1、 ~ については資料 2、 については資料 3)

有担保コールにおける DVP・時価での担保差入

「インターバンク市場取引要綱」において、有担保コールの資金・担保受渡は「原則として非 DVP」と記載され、「当事者間の合意に基づく DVP での受渡」は可能とされているものの具体的な取引仕法の記載は無く、期末超え物等で多数取引されている「DVP で資金・担保の受渡を行う有担保コール」において、「約定後に担保受渡額面の分割を行う場合」の利息金額について混乱するケースが見られたため、取引実態の確認や利息計算方法等について考え方の整理を行った上で、非 DVP と DVP の双方を標準的な取引仕法とし、かつ DVP における利息計算方法等の市場慣行を取り纏めた。

また、時価での担保差入については、市場での取引実績は確認されなかったものの、今後の取引発生・増加時における市場慣行未整備による混乱を防ぐために、考え方の整理を行った上で、担保管理方法等の市場慣行を取り纏めた。

短資媒介コールの取引時間について

「インターバンク市場取引要綱」において、取引時間は「原則として午前 8 時 30 分から」と記載されている一方で、それより早い時間から取引が行われている実態があり、

かかる取引の明確化を希望する意見があったことから、考え方の整理を行った。
取引開始時刻を早める等の案もあったものの、最終的には「取引当事者間の合意を制限するものではない」との但し書きを追加し、短資会社が媒介可能な時間に当事者間の合意により約定を行うことは何ら制限が無いことを明記した。

有担保コールにおける、資金取り手から資金出し手に対するラインチェック

有担保コール取引は、資金取り手が資金出し手に対して担保差入のリスクがあることから、(資金出し手の資金取り手へのラインチェックのみでなく)資金取り手から資金出し手に対するラインチェックも可能であることを明記した。

守秘義務

守秘義務については、「参加者の個別名及び個別名の特定につながる業態名」での取引情報開示は引き続き不可とし、一方で「個別名の特定につながらない業態名」での情報開示は可能とした。

併せて、「資金の取り手が、取引成約のための意思表示をした時に限り、初めて短資会社は資金の出し手に対して、相手先の個別名を開示することができる」との項目は現状にそぐわないため削除した。

有担保コールの担保のうち、国債について、平成20年3月に定例の見直しを行い、中期国債及び長期国債について、掛目を引き下げた。

有担保コールの担保のうち、国債以外の公社債について、担保掛目の妥当性について検討したが、現状では国債以外の公社債を担保とした有担保コールの取引実態が確認できず、また現状の掛目(国債以外の公社債について一律20%増し)から変更すべき特段の理由は無く、見直しは行わなかった。

(2) 電子CP(短期社債等)の市場慣行の見直しについて(資料4)

電子CPの決済や決済照合を行う時間の記述につき、「朝方から」とあったものを、「午前9時以降できるだけ速やかに」へ変更した。

(単に文言の変更を行っただけであり実質的な差異は無いが、国債及び一般債のガイドライン(日証協作成)における記載と合わせた方が好ましいとの意見が多数だったもの)

短期社債振替システムフェーズ のリリースにより、保振に対する発行申請時において誤りがあった場合に、「取消 新規」でなく、「引受情報訂正」での対応が可能となったことを受け、「短期社債振替システム上可能な項目については引受情報訂正で対

応する」こととした。

これは、発行取引の直後に売買取引を行うケースにおいて、発行取引の保振宛て申請内容に誤りがあり当該発行申請について「取引・新規」にて訂正を行った場合は、当該電子C Pの ISIN コードが変更となり、当該電子C Pの売買取引における約定照合等において変更前の ISIN にて約定照合等を完了していた場合は、当該約定照合等を取消した上で変更後の ISIN にて再度約定照合等が必要となる等、売買取引における円滑な事務処理に支障となるため。

短期社債振替システムフェーズにて提供された「キューイング機能」の利用推奨

「二当事者間におけるネットィング」については、短期社債振替システムフェーズにおける DVP 決済に際して単価を使用した決済照合が必須となり従来の市場慣行に記載されていた取引仕法での対応が不可となったため、記載内容を変更した。

「約定後の速やかな照合完了」に向けた検討では、電子C P市場慣行における「段階を踏んだ記述」(約定日中に照合を完了する・遅くとも決済前営業日までに照合を完了するように留意する・決済前営業日までに照合が完了していない場合は決済日当日に速やかに照合を完了させる)が良いのか、一般債ガイドライン(日証協制定)のような「約定後速やかに照合を行う」との簡素な記述へ揃えることが良いかについて検討を行った。

「段階を踏んで『速やかに照合』との努力目標となっていることが、一層の照合事務迅速化に良い影響を与えている」「現行の市場慣行に記載された『段階を踏んだ努力目標』によって、T+0 の引受・売買を含めた取引を円滑に行っており、現行の記述をあえて一般債の記述へ合わせる必要性は無い」等、現状の市場慣行における記述が良いとの意見が多数であり、当該記述についての変更は行わなかった。

2. 次世代 RTGS への対応について(資料5～6)

日本銀行当座勘定における資金決済については、平成13年(2001年)1月にそれまでの時点ネット決済から即時グロス決済(RTGS)に全面移行した。さらに、日本銀行は平成18年(2006年)2月に次世代RTGS構想の具体化に着手する旨を公表し、同年12月に第1期対応(平成20年10月実施予定)にかかる日銀ネットの具体的仕様が示された。

短取研では、現行RTGS下のコール取引等市場慣行を取り纏めているが、次世代RTGS後の市場参加者行動のあり方について平成18年度より検討を開始し、平成19年3月に「次世代RTGS後の市場慣行<暫定版>」の取り纏めを行なった。

平成 19 年度においては、次世代 RTGS 後の市場取引が円滑に行えるよう、前年度に引き続き次世代 RTGS への対応について検討を行い、次世代 RTGS 後の市場慣行等について検討を進めるとともに、試験内容を参加者が決定する「総合運転試験フェーズ」の試験内容について検討を行った。

また、現行 RTGS 下での実取引データを元に次世代 RTGS 環境下での決済状況シミュレーションを日本銀行に依頼し、次世代 RTGS にて必要な日中流動性額についての検討材料とするとともに、次世代 RTGS における日銀ネットの処理手順(アルゴリズム)について、日本銀行の公表資料の内容を改めて確認するとともにその特性についての検討を行い、各参加者における決済指図投入の調整に際しての検討材料とした。

(1) 次世代 RTGS 後の市場慣行について

次世代 RTGS 後の市場慣行については、短取研にて平成 19 年 3 月に取り纏めた「次世代 RTGS 後の市場慣行<暫定版>」をベースに、暫定版では課題として残されていた「NCD 取引における決済時間」や、検討の過程で明確化の意見が出された「決済口座種類相違時の取扱い」等についての検討を行い、「次世代 RTGS 後の市場慣行(平成 20 年 3 月版)」を取り纏めた。

(資料 5)

(2) 総合運転試験フェーズ の試験内容について

次世代 RTGS への移行に向けた総合運転試験は、主に日本銀行が策定する実施手順書に沿い日銀ネットの運用確認・習熟を行うフェーズ と、市場関係者が企画する内容に沿って新しい市場慣行に基づく取引・決済の運営を確認するフェーズ の二段階に分けて実施される。

短取研では、フェーズ のうち、市場取引にかかる試験内容について検討を進める過程で「次世代 RTGS 総合運転試験フェーズ の試験内容」を 7 月及び 12 月に作成し、2008 年 3 月に「次世代 RTGS 総合運転試験フェーズ 実施手順書(市場取引編)」を作成した。

(資料 6)

また、上記「試験内容」及び「実施手順書」は、短取研委員より業態内への周知を行うとともに、日本銀行ホームページにも掲載され、総合運転試験参加者へ周知された。

3 . 日本銀行への要望書提出について (資料 7)

平成 19 年度においても、市場運営に関する日本銀行への要望事項に関して短取研メンバー等へのアンケート調査を実施(5月)し、市場取引の活性化に資する、かつ市場参加

者の多数の賛同が得られた、以下の3テーマ12項目についての要望書を10月に日本銀行に提出した。(資料7)

その後、12月に同行より回答を受けた。

(1) オペ・担保関連

T+0での資金吸収オペにおいて、手形売出オペに加え、国債売現先オペの積極活用

国債買現先オペにおける発行日前銘柄の対象化

変動利付国債、物価連動国債のオペ対象化

CP買現先オペのエンド決済を即時処理へ変更

自己口からのITC機能の利用

即日オペが実施されない場合の情報ベンダーにおけるアナウンスの復活及び新設

(2) 市場データ整備関連

D.D.コール取引にかかる市場データ整備

レポに関する市場データ拡充

(3) 日銀ネット・システム関連

日銀ネット国債系システムの稼働時間

BCP用日銀ネット権限者カード

バックアップサイトにおける障害時訓練テスト

次世代RTGS関連についての情報提供

以上

各位

平成19年7月25日

短資協会

インターバンク市場取引要綱一部改訂について

短期金融市場取引活性化研究会における有担保コール取引の「DVP 決済」「時価差入れ」についての議論を受け、当協会が編集しております「インターバンク市場取引要綱」の一部を本日7月25日より下記のとおり改訂することと致します。

3. 取引の方法と成約の仕方

A. 有担保コール

- (3) 有担保コール取引の場合、参加者は短資会社に対して担保種類や担保授受方法等の取引条件を明確にしなければならない。

5. 資金授受

(1) 新規取組時

- イ. 資金の出し手は、当日物の資金受渡しに際して、資金授受を原則として約定時刻から1時間以内とし、かつ速やかに行うこととする。(有担保コールにおけるDVP決済を除く)
- ロ. 資金の出し手は、先日付物の資金受渡しに際して、資金授受を原則として、午前10時までとし、かつ速やかに行うこととする。(有担保コールにおけるDVP決済を除く)

6. 担保授受

A. 有担保コール

- (1) 担保授受については、資金と担保を別々に受け渡す方法(非DVP)と、DVPにて行う方法とがある。
- (2) 非DVPにより行う場合には、資金の取り手は、担保の差入れを原則として資金受渡し以前とし、かつ速やかに行うこととする。資金の出し手は、担保の返戻を原則として資金決済以降とし、かつ速やかに行うこととする。ただし、当該取引当事者間で別途合意した場合は合意内容に従って担保授受を行う。
- (3) DVPにより行う場合において、振替単位の小口化は原則として不要。ただし、取引当事者間で「小口化すること及びその単位、銘柄決定時限」等を別途合意した場合には合意内容に従う。
- (4) 有担保コールブローキング取引にかかる担保授受は、当該取引当事者間の直接振り替えによるものとする。
- (5) 取引において担保品の授受関係を明らかにするための受領印の捺印については、短資協

会所定の「授受簿」(1993年2月制定)を使用して行うこととする。但し、担保品の授受において短資取引担保センターを利用する場合、「短資取引担保センター運営規則」(2003年3月改訂)に基づいて行うものとする。

8. 担保の掛目差入金額等

有担保コール取引または手形売買取引における担保の種類および掛目は、~~現行の取引慣行などによる~~差入金額の計算は、掛け目により行う方法(掛目方式)と、時価により行う方法(時価方式)とがある。時価方式の場合は、資金取り手は資金出し手の承諾が無い限り元金と同一又は元金を上回る時価総額の担保を資金出し手へ差入れるものとする(日々値洗いを行う)。差入れた担保のうち、元金を上回る部分について資金取り手は資金出し手へ担保返戻を請求できるものとする。ただし、当事者間の合意によりそれ以外の取引も可能。(掛目については参考2.参照)

9. 元金及び利息・割引料計算

(1) 有担保コール時価方式における元金は、約定金額とする。ただし、当事者間の合意によりそれ以外の取引も可能。

(2) 有担保コールおよび無担保コール取引の利息計算に当たっては、1年の日数は平年・閏年とも365日とする。なお、日数計算は片落ち、1円未満は切り捨てる扱いとする。

(3) 手形売買取引の割引料計算に当たっては、1年の日数は平年・閏年とも365日とする。なお、元金は1000円未満は切り捨て、日数計算は片落ち、1円未満は切り捨てる扱いとする。

(4) 有担保コール取引、無担保コール取引および手形売買取引の利息・割引料計算式は次のとおり。

なお、有担保コールDVP方式において約定後に振替単位のみを小口化する場合は、利息金額は振替単位によらず当初の約定元金を元に計算する。

$$\text{利息・割引料} = \frac{\text{元金} \times \text{日数} \times \text{レート}}{365}$$

365

(5) 日中コール取引の利息計算式は次のとおり。

$$\text{利息} = \frac{\text{元金} \times \text{レート}}{365}$$

365

参考

2. 有担保コール、手形売買取引における担保の種類および掛目

有担保コール、手形売買取引において、現在取引慣行となっている担保の種類および掛目は次のとおり。尚、当事者間の合意により以下の料率以外の掛目による取引も可能。

(1) 有担保コール取引

種類	担保価額
超長期国債	取引金額に対し額面で10%増し
長期国債	" 7%"
割引国債	" 40%"
中期国債	" 3%"
短期国債(TB FB)	" 1%"
金融債	" 20%"
世銀債	" 20%"
その他の公社債	" 20%"
円貨手形	" 25%"
外貨手形(円貨換算後)	" 25%"
短資取引担保株式預り証	" 0%"
日銀売出手形	" 0%"

(注) 上記の担保価額に関して状況変化が生じた場合には、別途取引当事者の合意による。

担保割れ銘柄(*)については、資金の出し手の承諾なく担保として利用しないものとする。

(*)担保割れ銘柄とは「差入担保銘柄の時価×掛目」が取引金額を下回る銘柄をいう。

(例) 上記の担保掛目をを用いた場合、時価99.00の短期国債は担保割れ銘柄となる。

$$\text{差入担保銘柄の時価 } 99.00 \times \text{短期国債担保掛目 } 101\% = 99.99 < \text{取引金額 } 100$$

(2) 手形売買取引

種類	担保価額
円貨手形	手形金額に対し額面で0%増し
外貨手形	換算率を用いて算出
超長期国債(15, 20, 30年)	手形金額に対し額面で30%"
長期国債(6, 10年)	" 20%"
割引国債(3, 5年)	" 40%"
中期国債(2, 4, 5年)	" 20%"
短期国債(TB FB)	" 10%"
金融債	" 30%"
その他の公社債	" 30%"
日銀売出手形	" 0%"

(注) 上記の担保価額に関して状況変化が生じた場合には、別途取引当事者の合意による。

平成 19 年 11 月 12 日

各位

短資協会

インターバンク市場取引要綱の一部改訂について

短期金融市場取引活性化研究会における議論を踏まえ、当協会が編集しております「インターバンク市場取引要綱」の一部を本日（11月12日）より次ページのとおり改訂することと致します。

変更・削除表示例

（ （アンダーライン）は変更箇所
 （二重取り消し線）は削除箇所）

インターバンク市場取引要綱目次

はじめに	1
インターバンク市場取引要綱	
1. 取引時間	2
2. 市場へのオーダー	2
3. 取引の方法と成約の仕方	2
4. 確認	4
5. 資金授受	<u>5</u>
6. 担保授受	5
7. 約束手形の授受	6
8. 担保の差入金額等	6
9. 元金及び利息・割引料計算	<u>7</u>
10. 臨時休日	<u>7</u>
11. 取引情報の機密保持	<u>8</u>
市場取引用語の定義等	
1. インターバンク市場取引分類	<u>9</u>
2. 取引条件にかかわる用語（ア・イ・ウ・エ・オ順）	<u>10</u>
3. オーダー、レート of 呈示などにかかわる用語	<u>12</u>
4. 取引成約などにかかわる用語	<u>13</u>
5. 担保関係	<u>14</u>
6. その他	<u>14</u>
参考	
1. インターバンク市場における期日の定め方	<u>15</u>
2. 有担保コール、手形売買取引における担保の種類および掛目	<u>17</u>
3. インターバンク市場取引の日中スケジュール	<u>18</u>
4. インターバンク市場における最近の取引手法の変遷	<u>19</u>

インターバンク市場取引要綱

1. 取引時間

インターバンク市場の取引時間は、原則午前 8 時 30 分から日銀当座預金振替終了時までとする。ただし、取引当事者間の合意を制限するものではない。

2. 市場へのオーダー

- (1) 取引レートは、原則として 100 分の 1% 刻み及び 32 分の 1% 刻みの併用とするが、マーケット環境に応じて 1000 分の 1% 刻みも併用できるものとする。
- (2) 100 分の 1% 刻み及び 1000 分の 1% 刻みによる取引の場合のレート呈示は、それぞれ原則として小数点以下第 2 位、同 3 位までを呼称し、32 分の 1% 刻みによる取引の場合のレート呈示は、原則として小数点以下は分子、分母を呼称する。
- (3) 短資会社は、市場参加者（以下参加者という）によるオーダーを受け付けるに際して、先日付物取引であることが明確に表明されない限り当日物取引とみなす。
- (4) 短資会社は、取引期間が 1 週間物以上のオーダーを受け付けるに際して、明確に期日の指定がされない限り応日を期日とみなす。
- (5) 短資会社は、オーダーを受け付けるに際して参加者より明確な表明がない限り、資金授受の条件を通常取引慣行とみなす（通常取引慣行は「5. 資金授受」を参照）。
- (6) 短資会社は、参加者からオーダーを受け付けるに際してはファーム・オーダーを原則とし、アンダーリファレンスよりこれを優先する。
- (7) 短資会社は、参加者よりアンダーリファレンスの意志表示が事前になされない限り、呈示された条件をファーム・オーダーとみなす。
- (8) 短資会社は、参加者より呈示されたファーム・オーダーについては、これを取り下げる旨の意思表示が、短資会社になされるまで有効なものとみなす。

3. 取引の方法と成約の仕方

A. 有担保コール

- (1) 有担保コールディーリング取引は短資会社を一方の当事者とする取引で、「オファービッド制」と「気配値制（各短資会社が呈示する気配レートを適用する取引）」がある。「オファービッド制」の最低取引金額は原則 5 億円とし、取引単位は 1 億円刻みとする。「気配値制」の最低取引金額は原則 1000 万円とし、取引単位は 100 万円刻みとする。なお、5 億円以上の取引金額の場合も取引当事者双方の合意があれば、「気配値制」による取引とすることもできる。
- (2) 有担保コールブローキング取引は、最低取引金額を原則 5 億円とし、取引単位は 1 億円刻みとする。なお、資金及び担保品の授受等は資金の出し手・取り手の当事者

間で直接行う方式であり、短資会社は媒介を行うのみである。

- (3) 有担保コール取引の場合、参加者は短資会社に対して担保種類や担保授受方法等の取引条件を明確にしなければならない。
- (4) 有担保コール取引ブローキングの約定時刻は、取引当事者双方の取引条件が合致し、短資会社が口頭で取引成約に至った旨を伝えた時点とする。
- (5) 有担保コール取引ディーリングの約定時刻は、短資会社がオーダーを呈示している参加者に対して口頭で取引成約の旨を告げた時点とする。
- (6) 有担保コールブローキングの場合、ファーム・オーダーで取引の意思表示をしている資金の出し手または取り手は、相手先との間に与信上の問題がある場合を除き、呈示した条件で取引を希望する相手先との取引に応じなければならない。
- (7) 短資会社は、約定に際してファーム・オーダーをアンダーリファレンスより優先する。
- (8) 参加者が短資会社に対し、オーダー取り消しの意思を伝えようとすると同時に短資会社が取引成立を告げた場合、その取引は成約されたものとする。また、短資会社を取り消しを伝えようとする同時に、参加者が短資会社に対し取引成立のための意思を告げた場合、その取引は成約されなかったものとする。
- (9) 短資会社は、資金の出し手または取り手が相手先との与信上の問題から取引を拒否した場合、相手方に対し、取引を拒否した資金の出し手または取り手の個別名を告げてはならない。

B. 無担保コール

- (1) 無担保コール取引の最低取引金額は原則 5 億円とし、取引単位は 1 億円刻みとする。
- (2) 無担保コール取引の約定時刻は、資金の出し手がライン・チェックの後、短資会社に対して口頭で取引成約の旨を告げた時点とする。
- (3) ファーム・オーダーで取引の意思表示をしている資金の出し手は、相手先との間に与信上の問題がある場合を除き、呈示した条件で取引を希望する相手先との取引に応じなければならない。
- (4) 短資会社は、約定に際してファーム・オーダーをアンダーリファレンスより優先する。
- ~~(5) 資金の取り手が、取引成約のための意思表示をした時に限り、初めて短資会社は資金の出し手に対して、相手先の個別名を開示することができる。~~
- (5) 参加者が、短資会社に対しオーダー取り消しの意思を伝えようとする同時に他の参加者が、短資会社に対して取引成立のための意思を告げた場合、取引成約のための意思表示はなされたものとみなす。また、短資会社が参加者からの取り消しの意思を伝えようとする同時に、他の参加者が短資会社に対し取引成立のための意思を告げた場合、取引成約のための意思表示はなされなかったものとみなす。

- (6) 短資会社は、資金の出し手から「ライン・チェック」の表明がなされた資金の取り手のファーム・オーダーについては、資金の出し手から次の意思表示（取引成約またはライン・フル）がなされるまで、資金の取り手からの取り消しを受け付けることはできない。
- (7) 短資会社は、資金の出し手が相手先との与信上の問題から取引を拒否した場合、資金の取り手に対し、取引を拒否した資金の出し手の個別名を告げてはならない。

C. 手形売買取引

- (1) 手形売買取引の最低取引金額は原則 1 0 0 0 万円とし、取引単位は 1 0 0 万円刻みとする。
- (2) 手形売買取引は、有担保ディーリング取引と同様に短資会社を一方の当事者として行う手形の売買である。
- (3) 手形売買方式には「原手形方式」と「表紙手形方式」がある。
- (4) 手形の転売
- イ．買入手形は、当初の手形取引の期日より前に、手形売買市場において転売することができる。
 - ロ．転売手形を取り扱う短資会社は、当初の手形売却人に、手形が転売に出された旨を知らせなければならない。
 - ハ．転売に出された手形は、当初の手形売却人が買い戻すことが出来る。
 - ニ．一度転売された手形は、いつでも再転売することができる。
- (5) 短資会社は、約定に際してファーム・オーダーをアンダーリファレンスより優先する。
- (6) 参加者が短資会社に対し、オーダー取り消しの意思を伝えようとすると同時に短資会社が取引成立を告げた場合、その取引は成約されたものとする。また、短資会社が取り消しを伝えようとすると同時に、参加者が短資会社に対し取引成立のための意思を告げた場合、その取引は成約されなかったものとする。

4. 確認

- (1) 短資会社は、取引成約に際して、取引当事者に対し取引内容（取引種類、条件、期間、金額、レート、約定時刻、資金授受時刻等の必要事項）を明確に表明しなければならない。
- (2) 短資会社は、取引成約後に取引内容を「報告書」等で取引当事者に開示する。取引当事者は取引内容を確認しなければならない。
- (3) 取引当事者が約定確認システム利用先の場合、短資会社は同システム上で上記（ 2 ）の取引内容を開示する。
- (4) 短資会社は、取引成約後取引当事者から成約内容の確認を求められた場合にはこれに口頭で応じなければならない。

(掛目については参考2.参照)

9. 元金及び利息・割引料計算

- (1) 有担保コール時価方式における元金は、約定金額とする。ただし、当事者間の合意によりそれ以外の取引も可能。
- (2) 有担保コールおよび無担保コール取引の利息計算に当たっては、1年の日数は平年・閏年とも365日とする。なお、日数計算は片落ち、1円未満は切り捨てる扱いとする。
- (3) 手形売買取引の割引料計算に当たっては、1年の日数は平年・閏年とも365日とする。なお、元金は1000円未満は切り捨て、日数計算は片落ち、1円未満は切り捨てる扱いとする。
- (4) 有担保コール取引、無担保コール取引および手形売買取引の利息・割引料計算式は次のとおり。
- なお、有担保コールDVP方式において約定後に振替単位のみを小口化する場合は、利息金額は振替単位によらず当初の約定元金を元に計算する。

$$\text{利息・割引料} = \frac{\text{元金} \times \text{日数} \times \text{レート}}{365}$$

- (5) 日中コール取引の利息計算式は次のとおり。

$$\text{利息} = \frac{\text{元金} \times \text{レート}}{365}$$

10. 臨時休日

- (1) 既に取引されている有担保コール、無担保コール、手形売買取引の期日が予期せざる休日となった場合、両当事者間に別段の合意がない限り、原則として翌営業日を資金決済日とする。ただし、当該休日が月末営業日に当たる場合は原則として前営業日を資金決済日とする。
- (2) 資金決済日変更の際には、当初約定金利をそのまま使用し、金利計算に当たっては日数調整を行うものとする。なお、調整に伴う資金の授受は有担保コール、無担保コール、手形売買取引とも変更された資金決済日に行うものとする。
- (3) 既に約定済みかつスタート日未到来の先日付物取引において、期日が予期せざる休日となった場合については、当該取引当事者間で調整を行うことができる。ただし、調整につき取引当事者間の合意がなされない場合は、前2項に従うものとする。
- (4) 既に約定済みの先日付物取引において、スタート日が予期せざる休日となった場合は、上記(1)(2)を参考に、当該取引当事者間で調整を行うものとする。ただし、調整につき当該取引当事者間で合意が為されない場合は、当該約定を取り消すものとする。

11. 取引情報の機密保持

- (1) インターバンク市場において、その業務に携わる者達が市場における機密を保持していくことは、信頼のおける効率的な市場を保つために不可欠なことである。短資会社は、参加者にかかる個別の機密情報等を関係当事者からの明確な許可が得られた場合等を除き、他の参加者に対し伝えてはならない。また、参加者は短資会社に対して個別の機密情報等を尋ねてはならない。
- (2) 短資会社が取引成約以前の段階において市場情報として伝える事ができるのはオファー・ビッドのレート、オファー・ビッドの総量もしくはそのボリューム感、およびファーム・オーダー、アンダー・リファレンスの区別、ならびに取引成約レートおよびその金額もしくはボリューム感のみである。
- (3) 短資会社は、参加者の個別名は勿論のこと、業態名によるオファー・ビッド状況または取引成約状況及び個別名の特定につながる業態名等の開示・言及などを他の参加者に伝えしてはならない。また、参加者は他の参加者の個別名や業態名によるオファー・ビッド状況または取引成約状況などを短資会社に対して尋ねてはならない。
- (4) オープン・ボイスボックスは参加者と短資会社の間で、円滑な注文・情報の伝達を行うためのものであると同時に、不特定多数が市場の状況を聞くことが出来る装置である。従って、機密保持の観点からその使用は十分注意するとともに、本来の目的を意識して使用しなければならない。

- ・取り、取る
コール資金を調達する意思表示。
- ・ビッド
資金の取り手側のオーダー
- ・ファーム・オーダー
取引成約を前提として、変更または取り消しの意思表示がされない限り継続されるオーダー（取引の種類、取引の期間、資金の出し・取りの区別、資金授受時刻、方法、取引レート、金額等を明示したオーダー）。アンダーリファレンスより優先される。
- ・ファーム・レート
取引成約を前提としたオーダー・レート。
- ・マイン
資金を取る意思表示。
- ・ユアーズ
資金を出す意思表示。
- ・ライン・チェック、チェックング
クレジット・ラインをチェックすること。「与信上問題なければ取引を行う」との意思表示。

4．取引成約などにかかわる用語

- ・アマウント合わず
取引当事者同士の取引希望金額があわないこと。
- ・ギブン
ビッドに対しオファーが出て取引が成立したこと。
- ・コンファーム
約定内容の確認。
- ・ダン
取引成約の意思表示。
- ・テイクン
オファーに対しビッドが出て取引が成立したこと。
- ・ナッシング・ダン、ナッシング
取引不成立。

~~・マイン~~

~~資金を取る意思表示。~~

~~・ユアーズ~~

~~資金を出す意思表示。~~

~~・ライン・チェック、チェックキング~~

~~クレジット・ラインをチェックすること。~~

- ・ライン・フル、フル

~~クレジット・ラインがいっぱいであること~~ライン・チェックを行った場合に、「与信上問題があったので取引不成立とする」意思表示。

5. 担保関係

- ・外貨手形の邦貨換算率

現在ではドル建てのみがその対象。前月の円・ドル為替相場の平均レートに基づき毎月の第四営業日に短資協会が発表し、第五営業日から適用される。

- ・短資取引担保センター

インターバンク市場における有担保コール取引、手形売買取引に伴う担保品の授受を現物の移動ではなく、帳簿上の振替によって行うことを目的として設立された機構。運営の主体は短資協会。短資協会と参加者の間で担保品の寄託契約を行い、それによって寄託を受けた担保品現物は、日本銀行金庫に保護預かりとして集中保管される。取引発生に伴う担保品の移動は、短資取引担保センターにおける市場参加者間の帳簿上での振替により行われる。1995年9月18日設立。

2002年9月からは短資会社から委託を受けて手形、証券類等の共同受渡業務も行っている。

6. その他

- ・短資協会

1962年11月1日、日本銀行と取引を有する短資会社を会員として、短資業務の改善、向上を図り、金融市場の発展に寄与することを目的として設立された。

- ・短資取引約定確認システム

2001年1月、日本銀行当座預金決済のRTGS化に伴い、短資会社を経由した取引の約定確認業務を迅速かつ一元的に行うことを目的として構築されたシステム。短資協会が運営管理。

1 か月物 = 資金受渡日の 1 か月後の応当日から 1 年後の応当日の前日までが期日となるもの

1 年物 = 資金受渡日の 1 年後の応当日が期日となるもの

(注)・ 2 日物から 6 日物については期日が休日に該当する場合、その期日物は成り立たないことになる。

- ・ 1 週間物から 3 週間物については、応当曜日が休日の場合には翌営業日を応当日とする
- ・ 1 か月物から 1 年物については、応当日が休日の場合には翌営業日を応当日とするが、応当日が月末休日に当たる場合は、前営業日を期日とする。
- ・ 月末営業日に取引するをスタート日とする 1 か月物から 1 年物については、応当日がその属する月の月末営業日の前になる場合には、応当日から当該月末営業日までのいずれの日も期日とすることができる。ただし、期日の指定がされない場合は月末最終営業日を期日とみなす。
- ・ 翌日物は無担保コールではオーバーナイト物と読み替える。

2. 有担保コール、手形売買取引における担保の種類および掛目

有担保コール、手形売買取引において、現在取引慣行となっている担保の種類および掛目は次のとおり。尚、当事者間の合意により以下の料率以外の掛目による取引も可能。

(1) 有担保コール取引

種類	担保価額
超長期国債	取引金額に対し額面で10%増し
長期国債	" 7% "
割引国債	" 40% "
中期国債	" 3% "
短期国債 (T B F B)	" 1% "
金融債	" 20% "
世銀債	" 20% "
その他の公社債	" 20% "
円貨手形	" 25% "
外貨手形 (円貨換算後)	" 25% "
短資取引担保株式預り証	" 0% "
日銀売出手形	" 0% "

(注)上記の担保価額に関して状況変化が生じた場合には、別途取引当事者の合意による。

担保割れ銘柄(*)については、資金の出し手の承諾なく担保として利用しないものとする。

(*)担保割れ銘柄とは「差入担保銘柄の時価×掛目」が取引金額を下回る銘柄をいう。

(例)上記の担保掛目をを用いた場合、時価 99.00 の短期国債は担保割れ銘柄となる。

差入担保銘柄の時価 99.00 × 短期国債担保掛目 101% = 99.99 < 取引金額 100

(2) 手形売買取引

種類	担保価額
円貨手形	手形金額に対し額面で0%増し
外貨手形	換算率を用いて算出
超長期国債 (15, 20, 30年)	手形金額に対し額面で30% "
長期国債 (6, 10年)	" 20% "
割引国債 (3, 5年)	" 40% "
中期国債 (2, 4, 5年)	" 20% "
短期国債 (T B F B)	" 10% "
金融債	" 30% "
その他の公社債	" 30% "
日銀売出手形	" 0% "

(注)上記の担保価額に関して状況変化が生じた場合には、別途取引当事者の合意による。

各位

平成 20 年 3 月 17 日

短資協会

有担保コールの担保掛目見直しについて

短期金融市場取引活性化研究会における有担保コール取引の担保掛目見直しの議論を受け、当協会が編集しております「インターバンク市場取引要綱」のうち有担保コールの担保掛目に関する記述（参考 2．有担保コール、手形売買取引における担保の種類および掛目）を平成 20 年 3 月 24 日より下記のとおり改訂することと致します。

なお短期金融市場取引活性化研究会では、有担保コール取引の担保掛目について年 1 回（3 月）定例見直しを行うとともに、政策金利変更時等マーケット環境が著しく変化した場合には随時行うこととしておりますのでご参考までに申し添えます。

(1) 有担保コール取引

種類	担保価額
超長期国債	取引金額に対し額面で 1 0 % 増し
長期国債	" 4 % "
中期国債	" 2 % "
短期国債 (T B F B)	" 1 % "
金融債	" 2 0 % "
世銀債	" 2 0 % "
その他の公社債	" 2 0 % "
円貨手形	" 2 5 % "
外貨手形 (円貨換算後)	" 2 5 % "
短資取引担保株式預り証	" 0 % "
日銀売出手形	" 0 % "

: 今回の掛目見直し箇所

(注) 上記の担保価額に関して状況変化が生じた場合には、別途取引当事者の合意による。担保割れ銘柄(*)については、資金の出し手の承諾なく担保として利用しないものとする。

(*)担保割れ銘柄とは「差入担保銘柄の時価×掛目」が取引金額を下回る銘柄をいう。

(例) 上記の担保掛目をを用いた場合、時価 99.00 の短期国債は担保割れ銘柄となる。

差入担保銘柄の時価 99.00 × 短期国債担保掛目 101% = 99.99 < 取引金額 100

以上

この件につきましての問い合わせ先

上田八木短資株式会社	インターバンク営業部	(山本徳)	03 - 3270 - 1711
セントラル短資株式会社	資金営業部	(新田)	03 - 3242 - 7531
東京短資株式会社	営業一部	(杉野)	03 - 5200 - 1130

平成15年3月 編集
平成17年3月 改定
平成19年11月 改定

短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行

短期金融市場取引活性化研究会

目次

	頁
．序	3
．決済の円滑化に関する市場慣行	4
1．短期社債の決済方法	
2．決済運行帯に関する指針	
(1) 指針	
(2) その他留意事項	
3．カットオフ・タイム等の設定	
(1) カットオフ・タイムの設定	
(2) リバーサル・タイムの設定	
(3) 短期社債振替システムにおけるDVP決済振替申請時限が 延長された場合のカットオフ・タイムの運用	
4．決済実務に関する市場参加者の行動指針	
(1) 決済日前営業日までの行動指針	
(2) 決済日当日のカットオフ・タイムまでの行動指針	
(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針	
(4) 償還日前営業日の行動指針	
(5) 償還日の行動指針	
5．短期社債の売買取引に係る機構決済照合システムの利用方法	
(1) スタート及び現先エンドに係る標準形	
(2) ファンドコードの登録	
6．決済円滑化に関わる留意事項（ロール・オーバー取引に関して）	
7．機構決済照合システム入力時の単価、決済金額の計算方式	
(1) 銘柄毎残高方式による算出（募集・売買、現先に共通）	
(2) 募集・売買に係る単価、決済金額の計算方式	
(3) 現先に係る単価、決済金額の計算方式	
．フェイルに関する市場慣行	10
1．フェイルの定義	
2．フェイル解消の誠実努力義務	
3．フェイルに関する市場慣行の前提	
4．フェイル・コストに関する考え方	
5．カットオフ・タイムの設定に係わるフェイルの取扱い	
6．フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合等の受払い処理	

. 二当事者間におけるネットィングに関する市場慣行.....12

． 序

平成15年3月31日のCP電子化に向けて、短期金融市場取引活性化研究会（以下「短取研」）においては平成14年6月に「電子CP検討ワーキング」を設置し、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）のシステム仕様等を確認しつつ、市場慣行の検討を行い、「短期社債等の即時グロス決済の市場慣行」を取り纏めた。

CPの電子化により、従来の約束手形形式のCPにおける手形現物のデリバリーに伴うリスク・コストから開放されることとなった。

その後、機構の短期社債振替システムフェーズ が平成18年1月に稼動することとなったため、短取研において、決済照合システムの仕様等を確認しつつ、フェーズ 後の市場慣行を「平成18年1月以降の取引に係る短期社債等の即時グロス決済に関する市場慣行（平成17年3月版）」として取り纏めた。

短期社債振替システムフェーズ 稼動により、DVP決済の高度化、キューイング機能の提供、決済照合システムの利用等が実現し、市場参加者の利便性が向上した。

上記「17年3月版」の市場慣行は、フェーズ のリリースに先立ち取り纏められたものであり、「機構の短期社債振替システムフェーズ 稼動後の決済運行状況などによって、適宜内容改訂を行っていくものとする」とされていたこともあり、短取研において、市場慣行の各項目について検討を行った上で、本稿への改定を行った。

本稿は状況の変化等により、適宜内容改訂を行っていくものとする。

また、本稿は、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

・ 決済の円滑化に関する市場慣行

1．短期社債の決済方法

市場参加者は、決済リスク削減の観点から、当事者間で別段の合意がない限り、原則としてDVP（=Delivery versus Payment）により決済を行うものとする。

2．決済運行帯に関する指針

(1) 指針

市場参加者は、短期社債に関する決済を午前9時以降できるだけ速やかに開始し、カットオフ・タイム(注1)までに決済を完了させるものとする。決済集中時間のよう特別な枠組は設けず、可能な限り速やかに決済を行うものとする。

(注1)「カットオフ・タイム」は、 . 3 を参照

決済照合システム、または機構短期社債振替システムへのデータ入力後は(資金決済に係る一部の手続を除き)STP化が実現する。よって市場参加者の対応としては、(ア)約定後のシステムへの発行・振替・抹消に係るデータ入力、(イ)資金決済時の資金渡し方による日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」という。)での払込依頼手続について速やかな事務処理を行うものとする。

(2) その他留意事項

市場参加者においては、取引当事者同士が相対で決済時刻を取り決めて決済実行することも妨げるものではないが、決済の連鎖なども念頭に入れ、市場全体の決済が円滑に実施できるよう留意するものとする。

市場における短期社債等の決済状況や短期金融市場における資金流動性状況次第では、決済の運行に関する指針につき、随時検討を行うものとする。

3．カットオフ・タイム等の設定

(1) カットオフ・タイムの設定

カットオフ・タイムとは、当日の決済完了を視野に入れ、フェイル等(注2)の認識を行うため、市場参加者間で策定した決済の締め切り時刻をいう。

カットオフ・タイムは、午後3時とする。

(注2)「フェイル」は、 . 1 を参照

(2) リバーサル・タイムの設定

リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消等を行う時間をいう。

リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から短期社債振替システムにおける決済日当日のDVP決済振替申請時限までの間とする。

(3) 短期社債振替システムにおけるDVP決済振替申請時限が延長された場合のカッ

トオフ・タイムの運用

機構が日本銀行と調整の上、当初のカットオフ・タイムの15分前までにDVP決済振替申請時限延長の通知が行われた場合には、カットオフ・タイムを自動的に繰り下げ、延長後の短期社債振替システムにおけるDVP決済振替申請時限の1時間前の時刻とする。

機構から、当初のカットオフ・タイムの15分前の時刻を過ぎてDVP決済振替申請時限延長の通知が行われた場合には、市場参加者の混乱を回避するため、カットオフ・タイムを変更しないこととする。

4. 決済実務に関する市場参加者の行動指針

(1) 決済日前営業日までの行動指針

短期社債の発行に関して、決済日前営業日までに約定を締結した場合には、短期社債の受け方は発行者に対して約定後速やかに約定内容の連絡を行う。

短期社債の発行者（または発行代理人）は、上記連絡（発行代理人の場合は上記連絡を受けた発行者からの速やかな連絡）を受け次第、速やかに銘柄情報及び引受情報等を機構短期社債振替システムに入力（発行申請）する。短期社債の受け方も、機構から銘柄情報及び引受情報等の通知を受け次第、速やかにその内容の照合を実施し、約定日中に照合を完了する（遅くとも決済日前営業日までに照合を完了するように留意する）。

尚、発行申請後に内容を訂正する必要が発生した場合は、一旦通知されたISINコードの変更を回避するため、機構短期社債振替システム上可能な項目については「引受情報訂正」にて対応することとし、可能な限り「取消 新規」での対応を回避するものとする。

短期社債の振替に関して、決済日前営業日までに約定を締結した場合には、短期社債の渡し方は受け方に対して約定後速やかに約定内容（含む、ISINコード）の連絡を行う。

発行約定日の振替申請については、ISINコード取得に時間を要する場合も想定される為、極力速やかな事務処理を実現すべく当事者間で努力するものとする。

短期社債の渡し方及び受け方は、当事者間で合意した照合方法により、速やかに振替に係る申請データを機構決済照合システムに入力（振替申請）し、スタートに係る約定照合・決済照合を約定日中に完了する。更に現先については、エンドに係る決済照合を約定日中に完了する。

短期社債の渡し方及び受け方は、資金決済会社を利用する場合には、発行及び振替に係る照合が完了次第、資金決済情報を速やかに資金決済会社へ連絡する。

（尚、資金決済会社が希望する場合には、機構短期社債振替システムによる資金決済情報の配信が可能）

の申請入力に際し、溜打入力機能の活用が有効であることに留意する。
また、 の振替申請については、キューイング機能の活用が有効であることに留意する。

(2) 決済日当日のカットオフ・タイムまでの行動指針

決済日前営業日までに照合が完了していない短期社債の発行及び振替については、(1)に準じて、決済日当日に速やかに照合を完了させるものとする。

短期社債の受け方は、(1)により決済日前営業日までに照合が完了している場合には、午前9時以降できるだけ速やかに、また により決済日当日に照合を行う場合には、照合の完了後速やかに、日銀ネットにおいて日本銀行に対して資金払込依頼手続を行う。

短期社債の受け方及び渡し方は、非DVP決済においても、速やかに決済を実施するものとする。

カットオフ・タイム近辺に決済がずれ込む場合には、当事者間で可能な限り早い時刻にその旨を連絡する。

市場参加者は、決済を円滑に終了するため適切なリバーサル・タイムの確保が必要であることを十分に認識し、カットオフ・タイムを遵守するものとする。

(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針

市場参加者は、リバーサル・タイムを利用して当日の全ての決済を無事に終了するよう、当事者間で誠実に処理するものとする。

機構短期社債振替システムの運行ルールでは、DVP決済による振替申請が午後4時20分で締め切られるため、午後4時20分以降(午後4時50分まで)に振替申請を行う場合には、非DVP決済により決済を行うこととなる。

(4) 償還日前営業日の行動指針

抹消申請は原則償還日の前営業日に行うものとする。尚、申請入力に際し、キューイング機能の活用が有効であることに留意する。

(5) 償還日の行動指針

償還日の前営業日に抹消申請が完了していない場合には、償還日当日にできるだけ速やかに完了させるものとする。

償還玉の振替は原則午前中に完了させるものとする。

機構短期社債振替システムの運行ルールでは、償還玉の抹消申請が午後3時までに行われていない場合には、残額一括償還処理手続きに入る。市場参加者は、この点を十分に認識し、償還玉の処理を迅速かつ円滑に行うものとする。

5. 短期社債の売買取引（現先を含む。以下「振替」という。）に係る機構決済照合システムの利用方法

(1) スタート及び現先エンドに係る標準形（注3）

DVP決済を行う為には、機構決済照合システムを利用し決済照合を行うことが必須であり、決済照合システム利用の際のスタート及び現先エンドに係る標準形を以下の通りとする。

（注3）ネットティングの決済照合の方法等については、当事者間の合意に基づき個別対応とする。（参照）

スタートに係る標準形

機構決済照合システムを利用した決済までの流れとして、スタート時は「約定照合決済照合（SSI（注4）の利用） 資金・証券のDVP決済」を標準形とする。

（注4）SSI...（Standing Settlement Instruction）標準決済条件。

SSIを利用することにより決済指図データが自動作成され、事務面での簡素化・ミス削減が可能。

現先エンドに係る標準形

(ア)現先エンドに係る決済照合が別途必要であり、「決済照合（SSIの利用不可） 資金・証券のDVP決済」を標準形とする。

(イ)現先エンドに係る決済照合（SSIの利用不可）手続は、手続失念を回避する為にも、スタートに係る「約定照合 決済照合（SSIの利用）」手続終了直後に行うことが望ましく、遅くとも約定日中に決済照合を完了する。

仮に、現先契約内容の変更等が発生した場合には、現先エンドに係る決済指図データの取消により対応する。

(2) ファンドコードの登録

SSIの利用に先立ち、ファンドコード登録が必要となるが、ファンドコード登録については、機構ルールに従う形で、投信ファンド、特金ファンド、顧問なし特金については信託銀行が行い、プロパーファンドについては各市場参加者が行うものとする。

プロパーファンドコードは極力細分化しないことが望ましい。

プロパーファンド利用者は予め自社分のファンドコード登録を行うとともに、プロパーファンド利用者同士の約定照合の際に利用するファンドコードを、当事者間で事前に決定しておく。

6．決済円滑化に関わる留意事項（ロール・オーバー取引に関して）

期日の到来に伴い償還と同時に発行を行う場合や現先を繰り回す場合等のロール・オーバー取引においては、短期金融市場の返金先行ルールに則り、短期社債の発行者や現先取引のスタート時における短期社債の渡し方は資金の入金を待つことなく、速やかに返金を行う事を原則とする。

7．機構決済照合システム入力時の単価、決済金額の計算方式

(1) 銘柄毎残高方式による算出（募集・売買、現先に共通）

銘柄毎残高方式による決済金額算出を行う。

(例) ある銘柄（最低振替単位を 10 億円とする）について 100 億円の現先取引を約定した場合に、最低振替単位である 10 億円についての単価・受渡金額を算出し 10 倍する（最低振替単位方式）のではなく、最初から 100 億円について単価・受渡金額の算出（銘柄毎残高方式）を行う。

(2) 募集・売買に係る単価、決済金額の計算方式

計算方式の考え方

- ・他の割引債の単価、決済金額と同様の計算方式とするもの。
- ・利回り 単価 決済金額 の順に計算。

具体的計算方式

(ア) 単価

- ・単価 = $100 \div \{ 1 + \text{利回り}(\%) \div 100 \times (\text{決済日} \sim \text{償還日までの日数(片端)} \div 365) \}$
(決済日～償還日までの日数(片端)÷365)は小数点以下7桁未満切捨て
- ・小数点以下7桁未満切捨て

(イ) 決済金額

- ・決済金額 = 単価 × 額面 ÷ 100 (円位未満切捨て)

(3) 現先に係る単価、決済金額の計算方式

計算方式の考え方

- ・現先利回り 単価 決済金額 の順に計算。

現先利回りを基に算出することにより、短期社債の渡し方及び受け方がともにその計算過程を把握できる、より透明性の高い計算方式とする。

- ・手形C P 現先の計算方式とは統一しない。

市場参加者間の手形C P 現先取引は、従来通り(売り手側)の計算方式に従い、短期社債計算方式との統一は行わない。

具体的計算方式

(ア) スタート単価 = $100 \div \{ 100 + \text{利回り}(\%) \times (\text{残存日数}(\text{片端}) \div 365) \} \times 100$

- ・ ()内は小数点以下7桁未満切捨て
- ・ スタート単価は小数点以下7桁未満切捨て
- ・ 償還日が休日にあたる場合には、次の営業日までの日数に応じて残存日数を算出

(イ) エンド単価 = $\text{スタート単価} \times (1 + \text{利回り}(\%) \div 100) \times \text{現先日数}(\text{片端}) \div 365$

- ・ ()内は小数点以下13桁目まで算出(小数点以下14桁目を四捨五入)
- ・ エンド単価は小数点以下7桁目まで算出(小数点以下8桁目を切上げ、但し、小数点以下8桁目~12桁目までの数字がすべてゼロの場合には切捨て)
- ・ 現先のエンド日が休日にあたる場合には、次の営業日までの日数に応じて現先日数を算出

(ウ) 現先スタート金額 = $\text{スタート単価} \times \text{額面} \div 100$

- ・ 現先スタート金額は円位未満切捨て

(エ) 現先エンド金額 = $\text{エンド単価} \times \text{額面} \div 100$

- ・ 現先エンド金額は小数点以下1桁目を切上げ、但し、小数点以下1桁目~3桁目までの数字がすべてゼロの場合には切捨て

．フェイルに関する市場慣行

1．フェイルの定義

短期社債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象となる短期社債を受け渡されていないことをいう。

2．フェイル解消の誠実努力義務

フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならぬものとする。

3．フェイルに関する市場慣行の前提

- (1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うためには、短期社債と資金を同時に決済するDVP決済が前提となることに留意する。
- (2) フェイルの発生をもって取引の解除権を行使しないこととする。
- (3) 短期社債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は、認めないこととする。本稿に定めるフェイル以外の決済未了については、当事者間において対応することとする。

4．フェイル・コストに関する考え方

- (1) フェイルした渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け方から受取ることができないため、短期社債保有のための資金調達コストを負担したり、受取るべき資金運用益を放棄することになる。
- (2) 一方、フェイルされた受け方は、決済未了により滞留する手元資金を運用することができるうえ、決済時には、それと同額の資金を渡し方に支払えば足りる。
- (3) したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする。

5．カットオフ・タイムの設定に係わるフェイルの取扱い

- (1) カットオフ・タイムにおいて、短期社債振替システムによる振替口記録が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。なお、当事者間で事前の合意がある場合であっても、短期社債振替システムのDVP決済振替申請時限までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。

(2) 市場参加者は、上記(1)の適用対象となった場合、フェイルの多発を避けるために当事者間で誠実に対応するものとする。

6. フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合等の受払い処理

フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合 または償還日をエンド日とする現先取引の決済が未了の状態で残額一括償還処理が行われた場合（以下「フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合等」という。）、その時点で機構の口座簿に記録されている残高、すなわち渡し方の機構加入者口座残高について償還処理により抹消申請が行われ、償還金が渡し方に支払われることになる。

受け方は本来受取るべき償還金を渡し方に請求することとし、渡し方は対象証券に係わる原約定の精算金額を受け方から受領することを条件として、償還金を受け方に支払うこととする。

なお、フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合等における当事者間の取引は、この受払いをもって終了したものとする。

・二当事者間におけるネットティングに関する市場慣行

市場参加者は、機構の短期社債振替システムを活用し、原則として機構における振替とこれに対応する日本銀行での資金決済を連動処理するグロス＝グロス方式により短期社債等の振替決済を行う。

ただし、当事者間の事前合意を前提として、二者間における履行期を同じくする短期社債等の引渡債務及びこれに伴う資金の支払債務がそれぞれ相互対立する形で存在する場合に、決済量圧縮等の観点からネットティングを行うことは、有効な手段の一つと考えられる。

なお、ネットティングに際しては、短期社債振替システムの仕様を理解し、決済実務におけるフィージビリティを当事者間で十分に確認した上で行う必要がある。

以 上

平成 20 年 3 月 17 日

次世代 R T G S 後の市場慣行

< 平成 2 0 年 3 月版 >

短期金融市場取引活性化研究会

目次

	頁
. はじめに.....	2
. 基本的な考え方.....	2
. 次世代RTGS後の市場取引に関する慣行.....	3
1. 「当座勘定（同時決済口）」を決済口座として利用する取引	
(1) 市場取引	
(2) 市場取引以外の取引	
2. コール取引に関する慣行	
(1) 返金先行	
(2) 約定後1時間以内のスタート資金決済	
(3) 返金を前提とした資金放出の取扱い	
(4) 支払指図取消の取扱い	
(5) 決済口座種類相違時の取扱い	
(6) 「優先」指定の取扱い	
(7) コール取引における「当座勘定（同時決済口）」の利用時間	
(8) 同時決済口利用終了時刻に遅延した支払指図の取扱い	
(9) 資金決済時刻等の確認	
(10) 利用する決済口座種類の特定	
(11) 決済口座種類特定について利用時間延長日の取扱い	
3. NCD取引に関する慣行	
(1) 決済時間	
(2) 支払指図取消の取扱い	
(3) 決済口座種類相違時の取扱い	
4. コール取引以外について共通の慣行	
(1) 「優先」指定の取扱い	
5. 跨ぎ取引について	
(1) 市場取引	
(2) 市場取引以外の取引	

．はじめに

- 日銀当預決済について、平成 13 年 1 月にそれまでの時点ネット決済から R T G S に全面移行した。その後、日本銀行は次世代 R T G S 構想の具体化に着手する旨公表し、第 1 期対応（平成 20 年 10 月リリース予定）にかかる日銀ネットの具体的仕様が示された。
- 本研究会においては、現行 R T G S 下のコール取引・電子 C P ・ N C D 等の市場慣行を取り纏めているが、次世代 R T G S 後における市場慣行についても検討を行い、平成 19 年 3 月に、「次世代 R T G S 後の市場慣行＜暫定版＞」を取り纏めた。
- その後も、日本銀行よりリリースされた次世代 RTGS プロジェクト通信等を参考に、引き続き次世代 R T G S 後における市場慣行の検討を進め、以下の通り、「次世代 R T G S 後の市場慣行＜平成 20 年 3 月版＞」の取り纏めを行なった。
- 本内容は、現行の市場慣行をベースとして、日本銀行から公表された情報を踏まえ必要な検討を行なったものであるが、平成 20 年 5 月以降に予定されている総合運転試験の結果や、平成 20 年 10 月に予定されている次世代 RTGS リリース後の資金決済状況等を踏まえ、平成 20 年度以降も内容につき見直し要否を検討するとの位置付けのものである。
また、本稿は、次世代 R T G S 後における標準的な取引仕法を纏めたものであり、当事者間の合意に基づく本稿記載取引仕法以外での取引や市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

．基本的な考え方

- 次世代 R T G S では日銀当座預金に「当座勘定（同時決済口）」が設けられ、流動性節約機能が導入される。当該機能を効果的に活用するには、広範な参加者が「当座勘定（同時決済口）」を通じて、市場取引を含めた幅広い大口資金の決済を行なうことが望ましい。
- 「当座勘定（同時決済口）」で決済が予定されている市場取引、外為円決済取引（第 1 期対応）および大口内為取引（第 2 期対応）の中で、市場取引は 1 件当たりの金額が比較的大きいことが想定され、また決済時限についての当事者間の取り決め等があるケースも多いことから、市場取引を迅速且つ優先的に決済することが望ましい。
- R T G S の下での決済の円滑な進捗を図る（＝未決済残高の積み上がりによる決済の進捗遅延を回避する）とともに、システムの安定運行確保の観点からも、指図投入前（典型的には始業時）には、必要な流動性を予め用意しておく（「当座勘定（通常口）（*1）」から「当座勘定（同時決済口）」に所要の流動性を振替えておく）ことが適当。

（*1）正式には単に「当座勘定」であるが、混同を防ぐため、「通常口」と呼称する。

．次世代 R T G S 後の市場取引に関する慣行

1 ．「当座勘定（同時決済口）」を決済口座として利用する取引

（ 1 ）市場取引

後掲「当座勘定（通常口）、或いは、当座勘定（同時担保受払時決済口）で決済する取引」に該当しない市場取引(*2)については、原則、「当座勘定（同時決済口）」にて決済する。

(*2)具体的には、コール取引（無担保コール、有担保コール、日中コール）、NCD取引、証券決済に関連するDVP以外の資金決済（短期社債（非DVP）、一般債券（非DVP）、貸借マージンコール、ペアオフネットティング資金尻、店頭オプション取引プレミアム等）など。

（ 2 ）市場取引以外の取引

市場取引以外の取引(*3)の決済についても、可能な限り「当座勘定（同時決済口）」にて決済することが望ましい。

(*3)本研究会の検討の対象範囲を越えている可能性があるが、最終的には資金繰り運営や短期金融市場取引に影響が及ぶことに鑑み、考え方を示すもの。

「当座勘定（通常口）」、或いは、「当座勘定（同時担保受払時決済口）」で決済する取引

- ・日本銀行、政府が相手方となる資金取引（現金の受払、金融市場調節に関する資金取引、国債の発行にかかる資金の払込、国庫金の受払、日本銀行から預り金勘定の開設を受けている外国中央銀行等にかかる資金取引等）
- ・手形交換所、全銀システム（第2期対応以降は内為取引の小口分）、東京金融取引所の受払尻
- ・逆引取引
- ・国債DVP代金（国債DVP同時担保受払機能の利用の有無に関わらない）
- ・振替社債等（一般債、電子CP、投信）DVP代金
- ・ほふりクリアリング、日本国債清算機関、日本証券クリアリング機構にかかる資金取引

2 ．コール取引に関する慣行

（ 1 ）返金先行（現行慣行を踏襲）

資金の取り手は午前9時以降直ちに可能な限りの返金（支払）を行い、遅くとも午前10時までに返金(*4)する。左記を可能とするため、支払指図の投入は午前9時以降直ちに可能な限り行なう。

(*4)本慣行での決済時刻は、遅くとも決済が完了する時刻（資金受取側に着金済みとなる時限）のこと。以下同様。

(2) 約定後 1 時間以内のスタート資金決済 (現行慣行を踏襲)

資金の出し手は、当日物取引の場合、約定から決済まで 1 時間以内にかつ速やかに行うこととする。

先日付物については、資金の出し手は資金決済を午前 10 時までかつ速やかに行うこととする。

上記 を可能とするため、支払指図の投入は後掲「(3) 返金を前提とした資金放出の取扱い」を除き、決済時刻までの間に可能な限り速やかに行なう。

(3) 返金を前提とした資金放出の取扱い

市場取引について可能な限り速やかに指図投入を行なうという原則の下で、返金を前提とした資金放出については、着金に代えて、待ち行列に返金の指図が待機した段階で指図投入する取扱いとする。待ち行列に待機することなく、即座に着金した場合は、着金後速やかに指図投入を行なう。

(4) 支払指図取消の取扱い

正しく投入された支払指図については取り消さない。

待ち行列に待機する支払指図取消時には、資金受取側に連絡をする。但し、待ち行列への待機という状況に鑑み、相手先への連絡は取消の実行と同時並行的に行なうことを妨げない。尚、待機指図が取り消された場合には、仕向先、被仕向先に対しその旨通知される。

(5) 決済口座種類相違時の取扱い

決済口座種類の指図相違により「当座勘定 (同時決済口)」に投入された支払指図への対応として、待ち行列待機時は前掲 (4) - の取扱いとする。

上記 において着金後、或いは、同様の指図相違により「当座勘定 (通常口)」に投入され着金済みとなった決済件別への対応としては、資金受取側の了承を前提として、そのまま正當に着金したものとする取扱いを可能とする。

決済口座種類については、約定項目・照合項目との扱いはしない。

尚、資金支払側が決済口座種類を相違して決済指図を投入し着金済みとなった場合 (上記のケース) は、「資金受取側の指定する方法」により確認を行うものとする (資金受取側の意向により確認を行わないことを含む)。

(6) 「優先」指定の取扱い

できるだけ返済の優先度合いを高めるとともに、待ち行列での待機状況の確認を容易とするため、コール取引 (無担保コール、有担保コール、日中コール) を「優先」指定する (*5)。

(*5) コール取引内で更なる「優先」指定対象の絞込みは行なわない。

(7) コール取引における「当座勘定(同時決済口)」の利用時間

コール取引を決済するための「当座勘定(同時決済口)」利用時間については、日本銀行の設定する同口座利用時間と同一とする。

- 通常日 : 9時～16時30分
- 為替延長日等: 繰下げられた「当座勘定(同時決済口)」の利用終了時刻迄(*6)

(*6)内国為替決済処理開始時刻が30分または60分繰下げられる場合には、「当座勘定(同時決済口)」への支払指図入力締切時刻が同幅繰下げられる(月末日等予定されていた日銀ネット延長日には、同時間スライドする形で同口座の利用可能時間も延長される)。

(8) 同時決済口利用終了時刻に遅延した支払指図の取扱い

「当座勘定(同時決済口)」で決済する予定で約定した取引を16時30分(通常日)までに決済できなかった場合(*7)には、「当座勘定(通常口)」にて資金の受渡を行なうことになる。この場合、事前に相手方の了承を得る取扱いとする。

(*7)「当座勘定(同時決済口)」の利用終了時刻に待機指図が待ち行列に待機している場合には、当該待機指図が取り消され、自動取消済通知が送信される(自動取消処理(最終))。また、「当座勘定(同時決済口)」利用終了時刻に、同口座に残高がある場合には、自動的に「当座勘定(通常口)」への振替が行われ、自動振替済通知が送信される(自動振替処理)。当座勘定(同時決済口)については、当座勘定(ITC口)と異なり、入力締切時刻までに必ず残高をゼロにする必要は無い。

(9) 資金決済時刻等の確認(現行慣行を踏襲)

決済の安定性維持の観点から、約定時刻および決済時刻の確認を行う。

(10) 利用する決済口座種類の特定

コール取引は原則「当座勘定(同時決済口)」で決済するため、約定の際にフロント担当者が「決済時刻」を確認することにより、利用する「決済口座種類」が特定される>(*8)。

「当座勘定(同時決済口)」利用可能時間内を決済時刻とするコール取引において、例外的に「当座勘定(通常口)」を利用する場合はその旨確認する。

(*8)約定時に確認した当該取引の決済時刻が、「当座勘定(同時決済口)」の入力締切時刻(通常日:16時30分)の前後により利用口座種類が自動的に特定される取扱いとする。尚、決済時刻を「16時30分」とした場合は、当座勘定(同時決済口)での決済となる。

決済時刻により特定される利用決済口座

「当座勘定(同時決済口)」	「当座勘定(通常口)」
9:00	16:30(通常日)

(1 1) 決済口座種類特定について利用時間延長日の取扱い

利用時間延長日においては、利用時間延長分と同時間、同時決済口利用可能時間も延長される。通常日と同様に、約定の際フロント担当者が確認した「決済時刻」が、(延長後の)同時決済口入力締切時刻の前後により利用決済口座種類が特定される取扱いとする。

3 . N C D取引に関する慣行

(1) 決済時間 (現行慣行を踏襲)

スタート日は13時から15時までに決済を行い (以下当預時間帯決済)、エンド日は手形交換所決済 (12時30分即時) もしくは、当預時間帯決済にて行なう。当預時間帯決済について、14時頃までには決済を完了させるような運用が望ましい。

尚、上記に関わらず、より早い時刻で決済を行うことを妨げない。

当預時間帯決済は「当座勘定 (同時決済口)」を利用して行なう。(手形交換所決済は「当座勘定 (通常口)」にて行なわれる。)

(2) 支払指図取消の取扱い

前掲コール取引に関する慣行2 - (4) に準ずる。

(3) 決済口座種類相違時の取扱い

前掲コール取引に関する慣行2 - (5) に準ずる。

4 . コール取引以外について共通の慣行

(1) 「優先」指定の取扱い

コール取引以外の市場取引については、コール取引とは異なり恒常的な「優先」指定の対象とはしないが、決済時刻又は市場慣行遵守のため、仕向先 (支払側) の判断により必要に応じ「優先」指定を行うものとする。

市場取引以外の取引 (*9) についても、仕向先 (支払側) の判断により都度「優先」指定することを妨げない。

(*9) 本研究会の検討の対象範囲を越えている可能性があるが、最終的には資金繰り運営や短期金融市場取引に影響が及ぶことに鑑み、考え方を示すもの。

5. 跨ぎ取引について

(1) 市場取引

次世代RTGSリリース前に約定を行い、資金決済を次世代RTGSリリース後に行う市場取引（跨ぎ取引）における資金決済は、原則として同時決済口にて行う。

「当座勘定（同時決済口）」利用可能時間内を決済時刻とするコール取引において、例外的に「当座勘定（通常口）」を利用する場合はその旨確認する。

(2) 市場取引以外の取引

市場取引以外の跨ぎ取引(*9)の決済についても、可能な限り上記(1)に準じた取扱とすることが望ましい。

(*9)本研究会の検討の対象範囲を越えている可能性があるが、最終的には資金繰り運営や短期金融市場取引に影響が及ぶことに鑑み、考え方を示すもの。)

以 上

平成20年4月

次世代RTGS総合運転試験フェーズ

実施手順書

(市場取引編)

短期金融市場取引活性化研究会

1.序

(1)次世代RTGS総合運転試験及び本手順書について

次世代RTGS総合運転試験は、主に日本銀行が策定する実施手順書に沿い、日銀ネットの運用確認・習熟を行うフェーズと、市場参加者がテスト内容を企画するフェーズに分かれている。

本手順書は、フェーズのうち、外為円決済を除く、短期金融市場取引等についてのテスト内容を、短期金融市場取引活性化研究会（以下「短取研」）にて検討を行った上で取り纏めたものであり、各参加者が次世代RTGSでの事務処理手順に習熟するとともに、各市場参加者における当座勘定（同時決済口）に確保すべき日中流動性の検証を行い、次世代RTGSでの資金決済に混乱が発生することを防止することを主目的として作成した。

当座勘定（同時決済口）開設予定先は、本手順書に沿ってテストを行うことが望まれる。

(2)フェーズの概要について

当座勘定（同時決済口）を開設する日銀当座勘定取引先は、現行RTGSで決済を行った特定の日における実際の決済を、次世代RTGSにおける市場慣行における決済に読み替えた上で、当座勘定（同時決済口）等にて決済を行う。

また、短資約定確認システム利用先は、フェーズ3回目（2008年9月7日(日)）において、次世代RTGS対応の短資約定確認システムでのサイン入力も行う。

（1回目及び2回目のテストにおいては、次世代RTGS対応の短資約定確認システムは稼働しない予定）

合計3回のフェーズテストのうち、事前に自社が日本銀行に申告した参加日に、テストにおいて決済を行うものとし、真に止むを得ない場合を除き、参加・不参加についての変更を行わないものとする。

当座勘定（同時決済口）を開設しない短期金融市場参加者のうち、

ア.短資約定確認システム利用先は、3回目（2008年9月7日(日)）のテスト当日に、想定日の実取引データに基づき反映される次世代RTGS対応の短資約定確認システムにてサイン入力を行うこと等により、短資約定確認システムの接続・稼働確認を行うことが推奨される。

イ.決済受託金融機関又は受託信託銀行と電子的に決済データ授受を行っている先は、3回目のテスト等を利用し、決済受託金融機関又は受託信託銀行との決済データ授受の確認を行うことが推奨される。

バックオフィスにおいて通常FAX等で行っているコンファーム（ダイレクト・ディール・コール、及び短資媒介取引のうち短資約定確認システム非利用のケース）は行わない。

2. テスト日における日銀ネットの環境、及びそれを踏まえたテスト内容の概略について

(1) システム運用日付、テストにて決済を行うデータとして利用する実取引の参照日（以下「想定日」という）、及びテスト開始時点の日銀当座預金残高・国債等残高について

総合運転試験フェーズ に提供される日銀ネットの環境、及び市場参加者がテストにて決済を行うデータの想定日は以下の通り。

	実施日	システム運用日付	想定日	日銀当座勘定(通常口)の初期残高	国債・担保残高
第1回	6月15日(日)	5月12日(月)	5月12日(月)	5月12日(月)業務開始時点の残高 +10兆円(注1)	5月12日(月)業務開始時点の残高
第2回	8月3日(日)	5月13日(火)	5月7日(水)	第1回の試験実施後の残高に運用日付を1日進めることによる異動(注2)を反映させた残高	第1回の試験実施後の残高に運用日付を1日進めることによる異動(注2)を反映させた残高
第3回	9月7日(日)	8月25日(月)	6月30日(月)	8月25日(月)業務開始時点の残高 +10兆円(注1)	8月25日(月)業務開始時点の残高
予備	9月21日(日)	8月25日(月)	未定	8月25日(月)業務開始時点の残高 +10兆円(注1)	8月25日(月)業務開始時点の残高

(注1) 本試験のオンライン受付開始直後に、日本銀行が全参加先に対して「10兆円」の入金を行う。

(注2) システム運用日付を1日進める際に、フェーズ テスト第1回実施後の試験環境に対して、翌営業日9時同時処理等を行うため、例えば5月13日を元利金支払日とする国債が存在していた場合等に、当座勘定残高や国債残高が変動することになる。

(2)テストにおいて利用可能な業務、及び「必須・任意」の区分について
 総合運転試験フェーズ において利用可能な業務、及びテストにおける決済の必須・任意の別等は以下の通り。

業務種別	利用可能・不能の別	必須・任意の別
当座勘定（同時決済口）		<p>必須。</p> <p>想定日の決済データのうち、次世代RTGS後に「同時決済口」で決済される件別については、全件決済を行う。</p>
<p>当座勘定（通常口）</p> <p>（正式には「当座勘定」であるが、混同を防ぐため、一般的には「通常口」と呼称する）</p>		<p>任意。</p> <p>想定日の決済データのうち、次世代RTGS後も「通常口」で決済される件別については、以下の通りとする。</p> <p>想定日における決済時刻（注3）が16:30（第3回目については17:30）以前の件別について、フェーズ テストにおいて「通常口」で決済することについては、相手方（被仕向先）の同意が必要。</p> <p>（注3）「決済時刻」の考え方については、P.5 2.(3)注4にて後述</p> <p>想定日における決済時刻が16:30（第3回目については17:30）以降の件別について、フェーズ テストにおいて「通常口」で決済することについては、相手方（被仕向先）の同意及び事前連絡は不要。</p>
日銀ネット国債系 （同時担保受払時 決済口を含む）		<p>任意。</p> <p>（決済を希望する参加者は、相手方を自ら探した上で、テスト内容について調整を行い、合意した件別のみを決済する。）</p>
<p>対政府取引 対日銀取引 集中決済処理</p>	×	×

業務種別	利用可能・不能の別	必須・任意の別
JGBCC	第3回目のみ可能 (予備日にテストが行われることになった場合は予備日も利用可能)	任意。 システム運用日付(8月25日(月))以降に、JGBCCにかかる決済を希望する相手先とテストにおける決済内容を確定し、テストにおけるJGBCCとの決済内容を8月28日(木)15:00までに、以下のJGBCCの二部署へ連絡する。 sys@jgbcc.co.jp , jgbcc@kits.nttdata.co.jp
証券保管振替機構	×	×
JSCC	×	×
ほふりクリアリング	×	×
短資会社		
媒介業務		任意。 テスト実施日当日に、短資媒介にて相手先を探した上で、仮想取引を行い資金決済することが可能。
短資約定 確認システム	第3回目のみ可能	約確システム利用者のうち、当座勘定(同時決済口)開設予定先は、原則としてサイン入力を「必須」とする。 それ以外の約確システム利用者はサイン入力を行うことを「推奨」する。 尚、自社のシステム要因等により試験日当日に約定確認システムにて承認を行えない場合等には、短資会社による代行サイン入力も可能。

(3)テスト日におけるタイムスケジュール、日銀ネットシステム運用時刻、及び想定日の決済データの決済時刻の読み替えについて

フェーズ 第1回目・第2回目

想定日の 決済時刻	決済時刻(注4)の読替方法	実時刻	システム 運用時刻	テスト日におけるイベント
		8:30	8:30	中継端末開局 / イニシャル処理 (CPU接続先)
9:00	—————	9:00	9:00	テスト開始
10:30	想定日の決済時刻 が9:00~14:30の 決済件別については テストにおける 決済時刻の読替は 無し	10:30	10:30	多者間同時決済処理
13:00		13:00	13:00	1時同時処理
13:30		13:30	13:30	多者間同時決済処理
14:00		14:00	14:00	自動取消処理 (外国為替円支払指図 入力締切時刻)
14:30		14:30	14:30	多者間同時決済処理
		15:00	15:00	3時同時処理
15:30		15:30	15:30	自動取消・自動振替処理 (同時決済口 入力締切時刻) (注5)
16:00		16:00	16:00	5時同時処理 ・ テスト終了
16:30		16:10~	16:10~	サマリー処理 (CPU接続先)
17:00				

想定日の決済時刻が
14:30~15:30の件別
については一律「14:30」
と読替える。(注6)

想定日の決済時刻が
15:30~17:00の件別
については一律
「1時間早い時間」に
読替える。

- (注4)「決済時刻」の考え方は以下の通り。
 (1)コール取引等、決済時限が約定において明確に決められている件別、
 及びNCD等の市場慣行で決済時間(帯)が決められている件別
 約定における決済時限、または市場慣行における決済時限
 (2)決済時限の取り決め又は市場慣行の無い件別
 想定日に指図投入を行った時刻

(注5) 15:30の多者間同時決済処理は起動されない。

(注6) 多者間同時決済が14:30から起動されるため、想定日における
 決済時刻が14:30~15:30の件別については、決済時刻を「14:30」
 へ読替えた上で、指図の送信は14:30以前に完了する必要がある。

フェーズ 第3回目

想定日の 決済時刻	決済時刻の読替方法	実時刻	システム 運用時刻	テスト日におけるイベント
		8:30	8:30	中継端末開局 / イニシャル処理 (CPU接続先)
9:00	_____	9:00	9:00	テスト開始
10:30	想定日の決済時刻 が9:00~14:30の 決済件別については テストにおける 決済時刻の読替は 無し	10:30	10:30	多者間同時決済処理
13:00		13:00	13:00	1時同時処理
13:30		13:30	13:30	多者間同時決済処理
14:00		14:00	14:00	自動取消処理 (外国為替円支払指図 入力締切時刻)
14:30		14:30	14:30	多者間同時決済処理
		15:00	15:00	3時同時処理
16:30		15:30	15:30	自動取消・自動振替処理 (同時決済口 入力締切時刻) (注5)
17:00		16:00	16:00	5時同時処理 ・ テスト終了
17:30		16:10~	16:10~	サマリー処理 (CPU接続先)
18:00				

想定日の決済時刻が
14:30~16:30の件別
については一律「14:30」
と読替える。(注6)

想定日の決済時刻が
16:30~18:00の件別
については一律
「2時間早い時間」に
読替える。

(注5) 15:30の多者間同時決済処理は起動されない。

(注6) 多者間同時決済が14:30から起動されるため、
想定日における決済時刻が14:30~16:30の件別
については決済時刻を「14:30」と読替えた上で、
指図の送信は14:30以前に完了する必要がある。

3. テスト内容の詳細、及び留意点について

- (1) テストにおいて、同時決済口で決済を行うデータについて
各テスト日における不参加者への送金は行わない。

「想定日の実取引における決済データ」（以下「実決済データ」という）のうち、次世代RTGSの市場慣行において当座勘定（同時決済口）にて決済される件別については、 を除き、次世代RTGSの市場慣行に従って、基本的に「全て」決済する。

「実決済データ」を利用することを原則とする。

取引相手方への事前連絡及び合意なく、「実決済データ」からの「金額・件数」の変更を行わない。

「実決済データ」からの「金額・件数」の変更を希望する場合は、後述3.(4)に従って取引相手方の了承を事前に得るものとする。

テストにおける「決済指図投入時刻」及び「決済完了時刻」については、以下とする。

ア. 2.(3) (P.5・P.6) に前述した通り、一定の時間帯については一律に決済時刻の読替を行う。

- イ. 市場取引のうち、約定又は市場慣行により「決済時限」がある決済件別については、「実決済データ」の取引における「決済時限」に基づき、（上記ア. に該当する件別については読替を行った上で、）
次世代RTGSでの市場慣行に従って決済指図を投入し、かつ「決済時限」までに決済を完了させる。

上記ア. による読替以外の理由によりテストにおいて「決済時限」の変更を希望する場合

（例えば、実決済データの取引における決済時限は10時であったが、テストにおいては決済時限を13時とみなして決済指図投入等を行いたい場合）は、後述3.(4) (P.9) に従って取引相手方の了承を事前に得る。

（テストにおける決済指図投入時刻や決済完了時刻が、想定日において実際に決済指図を投入した時間と前後することは問題なく、取引相手方の事前了承は不要。例えば、10:00決済時限とする取引について、実決済データでは、9:50に決済指図の投入および決済が行われたものを、テストにおいて9:10に投入し、9:20に決済を完了させることについては、取引相手方の事前了承は不要となる。）

- ウ. 約定または市場慣行における決済時限が無い件別、及び市場取引以外の決済については、「想定日の実決済データで決済指図投入及び決済が行われた時刻」（上記ア. に該当する件別については読替を行う）までに決済を完了させるように、次世代RTGS後に自社が実際に想定する決済指図投入タイミングに基づいて指図の投入および決済を行うことを基本とする。

- (2) 決済受託金融機関、及び受託信託銀行の決済について
決済受託金融機関及び受託信託銀行は、決済委託者又は投信会社等がテスト当日に参加するか否かに関わらず、想定日の実取引データに基づいた決済を行う。
- (3) テスト各回の「想定日時点」において、自己の日銀当座預金を通じて決済を行っている市場参加者のうち、次世代RTGS開始後に決済受託金融機関を通じて決済を行う市場参加者（以下「甲社」）については、以下の通りテストにて決済を行う。
- ア. 甲社は、想定日における取引相手方（以下「乙社」）に対し、決済委託開始の旨、及び決済受託金融機関名（以下「丙社」）を通知する。
- イ. 甲社より通知を受けた乙社が、丙社へ連絡し、原則、決済受託金融機関を通じて決済を行う前提でテストにおける決済内容について確認を行う。
- ウ. テスト当日は、想定日の実取引データに基づき、乙社 丙社間で決済を行う。

(4) 想定日における実取引データからの変更について

3.(1) 及び イ.(P.7)に記載した通り、以下の場合においては、想定日の「実決済データ」からの変更を希望する市場参加者が、取引相手方に対して事前に連絡し、了承を得るものとする。

「実決済データ」から「金額・件数」の変更を希望する場合（「データの間引き」を含む）

市場取引のうち、約定又は市場慣行による「決済時限」がある決済件別につき、
「実決済データ」から「取引における決済時限」の変更を希望する場合
(2.(3) (P.5・P.6)に記載の「一律読替」による変更を除く)

テスト日当日における「約定」を行わずに、想定日の「実決済データ」には存在しなかった
「仮想データ」を作成して決済を行いたい場合

テスト当日に、短資媒介またはダイレクト取引にて当日物取引の約定を行った上で、当該約定に基づき、「実決済データ」には存在しなかった資金決済を行うこと（＝「仮想取引」）につき、
予め打診等を行っておきたい場合

上記 ~ を希望する参加者は、取引相手に対し、
・フェーズ 1回目に関しては5月30日まで
・フェーズ 2回目・3回目に関してはテスト日の1ヶ月前までに連絡し、調整を行うものとする。

上記 ~ については、相手方の同意が得られない場合は、「実決済データ」から変更を行わないものとする。

上記 「仮想取引」については、事前の調整が完了しない場合においても、最終的にはテスト日当日に当事者間で合意(約定)すれば、テストにおける決済可能。
「予め打診等を行っておきたい場合の調整期限目処」として、上記期限を設定するもの。

尚、想定日に「実決済データ」が1件も無い（又は少ない）と見込まれる参加者が、仮想データの作成を希望する場合は、短資媒介取引については短資会社に、ダイレクト・ディール・コールについては自社における過去の取引相手等へ相談し、原則として上記期限までに調整を行うものとする。

取引当事者双方が短資約定確認システム利用先の場合は、フェーズ 3 回目については、想定日を約定日とする「実取引データ」が短資約定確認システムに反映されるため、想定日に実際に取引を行った短資媒介取引のうち、当日物取引について、上記 ~ の内容変更を行う場合は、テスト日の1ヶ月前までに、媒介を行った短資会社が取引当事者の双方が連絡する。テスト日においては、当該変更を反映した内容で短資約定確認システムに反映される。

また、フェーズ 3 回目においてテスト当日に短資媒介にて仮想取引を行った場合（上記 の場合）についても、短資約定確認システムへ仮想取引の約定内容が反映される。
（取引当事者双方が短資約定確認システム利用先の場合）

4. 同時決済口へ投入する金額について

(1) 次世代RTGSにおける同時決済口残高の考え方について

次世代RTGS後の市場慣行（別紙参照）では「指図投入前(典型的には始業時)には、必要な流動性を予め用意しておく(「通常口」から「同時決済口」に所要の流動性を振替えておく)ことが適当」としている。

「予め用意しておく『必要な流動性』」とは、

各参加者において「最低限必要」な流動性額

(= 当該金額を用意しない場合に決済時限遅延・債務不履行となる可能性がある流動性額)

各参加者が準備しておくことが望ましい流動性額

(= 市場全体での資金決済が円滑に進捗するのに十分な流動性額)

等、捉え方によって相当の幅が考えられ、総合運転試験フェーズ や、次世代RTGS移行後の決済状況等を通して、市場全体で模索していくものである。

上記 「各参加者において最低限必要な流動性額」とは、

例えばコール取引において市場慣行及び約定に従い10時迄を決済時限とするコール取引の決済を完了させるためには、最低でも「9:00～10:00を決済時限とするコール決済等の負け尻額(注7: 次頁にて説明)」を、自己勘定間振替により通常口から同時決済口へ振替える必要がある。

さらには、「9:00～10:00の負け尻額」と同一金額のみを同時決済口に投入した場合は、決済未了となる可能性が高く、決済時限遵守のためには「負け尻額」に加えて「同時決済を進捗させるためのバッファ」の投入も必要となり、「負け尻額」に「バッファ」を加えたものが、「最低限必要な流動性額」と考えることが可能。

また、市場取引における「1日全体の負け尻額 + バッファ」や、外為円決済制度及び市場取引以外の決済における「負け尻額 + バッファ金額」についても、各々の決済に求められる決済時限等を考慮の上で、必要に応じて日中に追加で同時決済口に資金を振替える対応が必要となる。

(注7) 仕向超ピーク額および「9:00~10:00の負け尻」の算出例

約定上の 決済時限	決済指図 投入時刻	払出	受入	受払差額
10:00	9:05	300		-300
10:00	9:05	100		-400
10:00	(9:40)		100	-300
10:00	(9:50)		200	-100
11:00	(9:55)		100	0

仕向超ピーク額

(現行RTGSで返金先行ルール遵守
のために必要な流動性額)

9:00~10:00の負け尻

(約定における10時以前の
入出金額にて算出する)

上記の単純化した算出例における「9:00~10:00の負け尻」は100億円であるが、実際の決済においては、同時決済口への投入額が100億円のみの場合には決済未了となる可能性が高く、「バッファ」も含めた日中流動性投入が必要となる。

受入については、相手方の決済指図投入時刻は自社では分かり得ないため、括弧書きとした。

「決済時限が10時以降のコール決済」や、「外為円決済や市場性取引以外の決済」について、10時以前に入金される可能性もあるものの、

「決済時限が10時(以前)の決済を10時までには必ず決済を完了」させるためには、当該入金の可能性を当てにせず、日中流動性を自社で準備することが必要。

「仕向け超ピーク額」「9:00~10:00の負け尻額」の算出に際し、外為円決済の次世代RTGS化(完全グロス決済化)による影響を考慮することは特段不要。

(1日全体の負け尻額を算出する必要がある場合などは、当然ながら外為円決済を考慮する必要あり)

また、参加者の個別の状況により、次世代RTGS後の自社における外為円決済の投入パターン等を想定したうえで仕向超ピーク額等の算出を行うことも可。

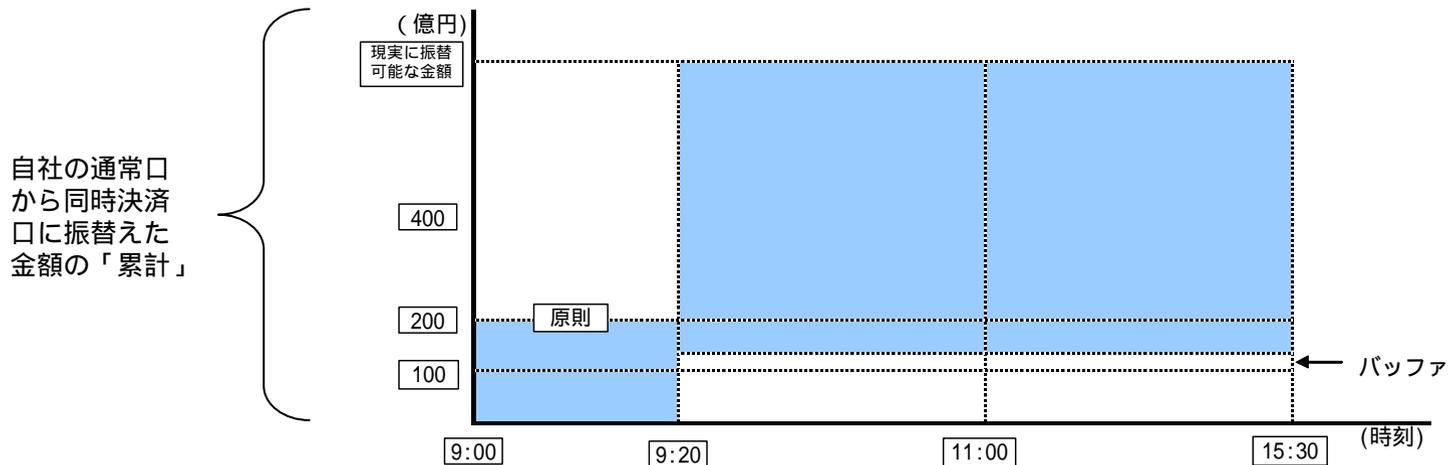
(2)フェーズ テストにおける同時決済口振替金額の上限・下限の設定について（イメージ）

フェーズ においては、自社の通常口から同時決済口へ振り替える金額の累計につき、以下の「上限」「下限」の範囲を設定する。

各参加者は、その範囲内で、各々が望ましいと考える金額を同時決済口へ振り替えるものとする。

（フェーズ においては、テストの目的である「各市場参加者が当座勘定（同時決済口）で確保すべき日中流動性の検証」や「同時決済口へ追加資金を投入する等の事務習熟」の為に、あえて同時決済口への振替金額に上限を設定するものであり、当然ながら、次世代RTGSが稼働開始後にこうした上限が実際に適用されるわけではない。）

前頁記載の「注7」の例（現行RTGSでの仕向超ピーク額400億円、ネット負け戻100億円）における、同時決済口振替金額（業務開始（9時時点）後の「自社の通常口から同時決済口へ振り替えた金額の累積合計」）の「上限」「下限」のイメージ（青色の部分が上限・下限の範囲内。詳細説明は次頁）



(3) フェーズ テストにおける同時決済口振替金額の上限・下限の設定について（詳細）

フェーズ においては、同時決済口へ振り替える金額の累計について、以下の「上限」「下限」を設定する。各参加者は、その範囲内で各々が望ましいと考える金額を同時決済口へ振り替えるものとする。

尚、フェーズ 2回目・3回目においては、フェーズ 1回目（・2回目）の結果を踏まえて、「同時決済口振替金額上限・下限」の修正要否について検討を行う予定であり、以下から変更される可能性もある。

9：00～9：20の、同時決済口振替金額（累計）の「上限」・「下限」

ア．「想定日の決済データに基づいて算出した、現行RTGSにおいて必要な日中流動性額（日中の仕向超ピーク額）（注4の例では400億円）」の50%の金額を、各参加者における同時決済口への振替金額の「上限」とする。（原則的な上限。例外についてイ．に後述）

9：20までは、同時決済口へ追加の振替を行う場合でも、業務開始（9時時点）以降に同時決済口へ投入した金額の累計を、上記上限以内に抑える。

イ．ただし、上記ア．とすることにより、決済時限の遵守が不可能な場合（例えば、9：15を決済時限とするコール取引の決済（仕向け）が資金不足により行えない場合）は、各参加者の判断にて上記ア．を上回る資金の追加投入を行い、決済時限内に決済完了させる。

ウ．「下限」は「ゼロ」。

ただし、9：20までの間に、イ．に記載の「9：20以降の下限」の金額（もしくはそれ以上）を投入する必要がある。

9：20以降の、同時決済口振替金額（1日の累計）の「上限」・「下限」

ア．各参加者における実際の資金繰り・担保繰りを勘案し、現実に振替可能と想定される金額を、同時決済口への振替金額（1日の累計）の「上限」とする。

イ．「次世代RTGSにおいて最低限必要な流動性額」（決済時限等の遵守ために必要な「負け尻額＋バッファ」）を「下限」とする。

ウ．尚、各参加者においては、コール取引等における決済時限や、外為円決済制度における紳士協定を遵守するため、実際の取引日における決済管理と同様に、テストにおいても同時決済口残高を管理し、必要に応じて通常口から同時決済口へ振り替えを行う。

平成 19 年 10 月 1 日

市場運営に関する日本銀行への要望事項

項番	要望事項	備考（具体的ニーズ・背景・効果等）
【1. オペ・担保関連】		
(1)	T+0 での資金吸収オペにおいて、手形売出オペに加え、国債売現先オペの積極活用	<p>現在、貴行が資金吸収オペを実施する際に、基本的には、先日付スタートについては国債売現先オペ、当日スタートについては手形売出オペと、スタート日の別により手段を使い分けているようにも見受けられる。（12:50 より遅い時点でのオファー等を除く）</p> <p>これを、当日スタートでの資金吸収についても、手形売出オペに加え、国債売現先オペも活用することをご検討頂きたい。市場では、市中取引においては既に廃れている手形売買取引にシステム面等の問題により対応不可な市場参加者や、落札時の貴行宛書類デリバリーに対応出来ない（特に 12:50 オフア一分）市場参加者も相当数存在するものと推測され、当日スタートの資金吸収に際して手形売出オペに加え国債売現先オペが実施されることは、金融調節の円滑化・効率化に資するものと思料される。</p>
(2)	国債買現先オペにおける発行日前銘柄の対象化	発行日前の銘柄について、国債買現先オペへの対象化をご検討頂きたい。本要望の実現は資金の効率的な配分に繋がり、市場での円滑な資金の巡りに寄与することが期待できる。
(3)	変動利付国債、物価連動国債のオペ対象化	15 年変動利付国債、物価連動国債について国債買現先オペへの対象化をご検討願いたい。両銘柄共に発行残高が増加している状況に鑑み、昨年度に引き続き要望するもの。本要望の実現は保有資産の調達手段多様化を実現し合理的な市場金利形成に寄与することが期待できる。
(4)	C P 買現先オペのエンド決済を即時処理へ変更	現在、C P 買現先オペにおけるエンド決済は 13 時同時処理で行われているため、C P 買現先オペ期日を受渡日として当該 C P を投資家等へ売切もしくは売現先を行う場合においては決済時間を 13:30 等とする必要がある。投資家の中には C P 取引について市場慣行に則り午後の決済を認めない先も多数存在することから、C P 買現先オペのエンド決済時刻の前倒しをご検討頂きたい。ただし、日銀当座預金の前日残高を確保することが困難な市場参加者も存在することから、9 時同時決済でなく即時決済として頂きたい。
(5)	自己口 からの ITC 機能の利用	自己口 からの ITC 機能が利用出来ないため、有担保コール取

		引にて DVP 決済を希望する参加者のニーズを満たせていないことから、自己口 からの ITC 機能の提供をご検討頂きたい。
(6)	即日オペが実施されない場合の情報ベンダーにおける貴行アナウンスの復活(9:20)及び新設(12:50)	準備預金残高見込み公表が8:00に前倒しされたことにより、9:20時点で即日オペがオファーされない場合は情報ベンダーでのアナウンスが行われなくなったが、従来実施されていなかった12:50オファー分の即日オペも含め、情報ベンダーでのアナウンスをご検討頂きたい。

【2.市場データ整備関連】		
(1)	D.D.コール取引にかかる市場データ整備	D.D.コール取引についてのデータ整備をご検討頂きたい。具体的には 無担保コール O/N 加重平均レート(日次) 期間別残高(月末実績) の二点。集計対象としては、共通担保オペ(本店)の対象者における「調達実績」を集計し、市場での取引の一部を集計した「参考情報」として公表頂くことが現実的と思料される。
(2)	レポに関する市場データ拡充	GC・SCについて業態毎の取引状況(資金の流れ)については、「短期金融市場取引に関するアンケート」にて集計され「金融市場レポート」で公開されたが、市場構造の把握に非常に有益な情報であると考えため、定期的な集計・公表をご検討頂きたい。

【3.日銀ネット・システム関連】		
(1)	日銀ネット国債系システムの稼働時間延長	為替決済尻確定後の有担保コール市場における円滑な取引執行及び事務処理のために、日銀ネット国債系システムの稼働時間延長をご検討頂きたい(CLS時間帯の稼働は要望しない)。
(2)	BCP用日銀ネット権限者カード	バックアップサイト用として、同一の送信権限者が複数の権限者カードを所持可能とすることを検討頂きたい。
(3)	バックアップサイトにおける障害時訓練テスト	障害時訓練テストとして、各金融機関におけるバックアップサイトでの共通担保オペ及び補完貸付の操作を可能とする環境の提供をご検討頂きたい。(訓練は土・日を想定) 尚、本訓練については、平日における実取引での訓練を行う参加者もいることから、参加は任意扱いとして頂きたい。
(4)	次世代 RTGS 関連についての情報提供	次世代 RTGS 開始に向けて、これまで通り前広に情報提供をお願いしたい。 民間金融機関においても検討が始まっている第2期対応に関して、各金融機関のニーズに対して、前向きな取り込みをご検討頂くとともに、早期の情報提供をお願いしたい。

以上

平成 19 年度短取研メンバー

金融機関名	役職名	氏名
三井住友銀行	市場営業統括部担当次長	大木 盛義
三菱東京 UFJ 銀行 (～9月)	円貨資金証券次長	桑野 潤一
みずほ銀行 (10月～1月)	総合資金部参事役	井野 智明
	(2月～) 総合資金部担当次長	木村 淳一
東邦銀行 (～6月)	市場金融部総合資金課調査役	遠藤 利夫
横浜銀行 (7月～)	市場営業部グループ長	勅使河原 昌義
みずほ信託銀行	資金証券部資金チーム次長	広瀬 康二
東和銀行 (～12月)	秘書室東京事務所主査	澁澤 潔
北洋銀行 (1月～)	経営管理部調査役	沢田 豊
JPモルガン・チェース銀行 (～12月)	国際資金部長	川村 真
シティバンク銀行 (1月～)	資金証券部ディレクター	飯原 広記
農林中央金庫 (4月～6月)	資金為替部資金市場班部長代理	古屋 正樹
	(7月～3月) 資金為替部資金市場班部長代理	村上 俊介
信金中央金庫	市場運用部短期資金グループ次長	野尻 寛弘
日興アセットマネジメント	トレーディング部長	片平 善智
大和証券エスエムビーシー	財務部上席次長	武田 寛
第一生命保険	債券部資金債券グループ課長	福井 雅人
東京海上日動火災保険 (～6月)	投資部債券投資グループ 課長	鈴木 達朗
三井住友海上火災保険 (7月～)	財務企画部資金グループ課長	山岸 美佐枝
ゆうちょ銀行	市場運用企画部短期資金取引グループ グループリーダー	高須賀 純
東京短資	執行役員営業一部長	杉野 裕之

(オブザーバー)

日本トラスティ・サービス信託銀行	資金証券室室長	増沢 研一
東京金融取引所	市場営業部市場グループ調査役	大澤 紘彦
債券現先取引等研究会	主査(日興シティグループ証券)	加瀬 英喜